

第2期

海老名市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
海老名市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の進捗管理（評価方法）	4
4 基本理念	5
5 基本目標	6
6 施策の体系	8

第2章 施策の展開

基本目標Ⅰ

（１）特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上	13
（２）多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実	16
（３）学童保育施設等の充実	18

基本目標Ⅱ

（１）妊娠に関する支援事業の充実	21
（２）子どもの健康確保の推進	23

基本目標Ⅲ

（１）地域に根づく子育て支援事業の充実と情報発信の推進	27
（２）子育て世帯への経済的支援の充実	29
（３）子どもが地域交流できる居場所の確保	30
（４）子どもの安全確保の推進	32

基本目標Ⅳ

（１）障がいのある子どもと親の安定した生活の支援の充実	35
（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進	37
（３）児童虐待を防止する取り組みの推進	39
（４）総合的な不登校対策	40
（５）外国人世帯への支援の充実	41

第3章 子育てタウン海老名の特徴

1 待機児童の解消に向けた取り組み	44
2 えびなこどもセンターの取り組み	46
3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の一覧	47
4 量の見込みと確保方策	48

第4章 資料編

1 計画の策定体制	54
2 データからみる海老名市の現状	58
3 教育・保育の提供状況	66
4 アンケート調査等からみる子どもの状況	68
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	78
6 第1期子ども・子育て支援事業計画の体系ごとの課題整理	79
7 用語集	80

はじめに

現在、海老名の人口や出生率は増加しているものの、今後は緩やかに減少していき、令和6年には市の総人口に対する小学生以下の子どもの割合が1割を切る予想となっています。そうした中、海老名の将来を担う子どもたちの可能性を広げ、また、各ご家庭が安心して子育てができる環境を整えられるよう、「第1期海老名市子ども・子育て支援事業計画」



を平成27年度に策定し、子育て世帯の目線に立った切れ目ない支援の充実に取り組んでまいりました。

令和2年度から始まる「第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の評価を踏まえつつ、進行する少子化や幼児教育・保育の無償化など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に対応した内容として、これまでの計画を発展させたものです。

これからの海老名の子育て支援の目指すべき姿として、平成30年に開設した「えびなこどもセンター」を象徴に、「第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に「はぐはぐEBINA宣言のもと 子どもの笑顔が輝く魅力あふれるまち えびな」を掲げ、子どもたちが元気で健やかに育つことができるまちづくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました海老名市子ども・子育て会議委員の皆様、ならびに市民意向調査に多大なご協力と貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

海老名市長 内 野 優



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。



海老名市においては、全国的に少子化が進む中、総人口に対する子どもの人口の割合は全国平均に比べ高く、1割を超える水準を維持してきました。その中で、「子ども・子育て支援法」に基づき「海老名市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指しています。

本計画における「子ども」とは、出産前の妊娠期を含む、0歳から小学生までを想定しています。

この度、第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するために、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として第2期計画を策定します。

海老名市では、安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちがいきいきと遊べる環境づくりを第2期計画のもと促進していきます。

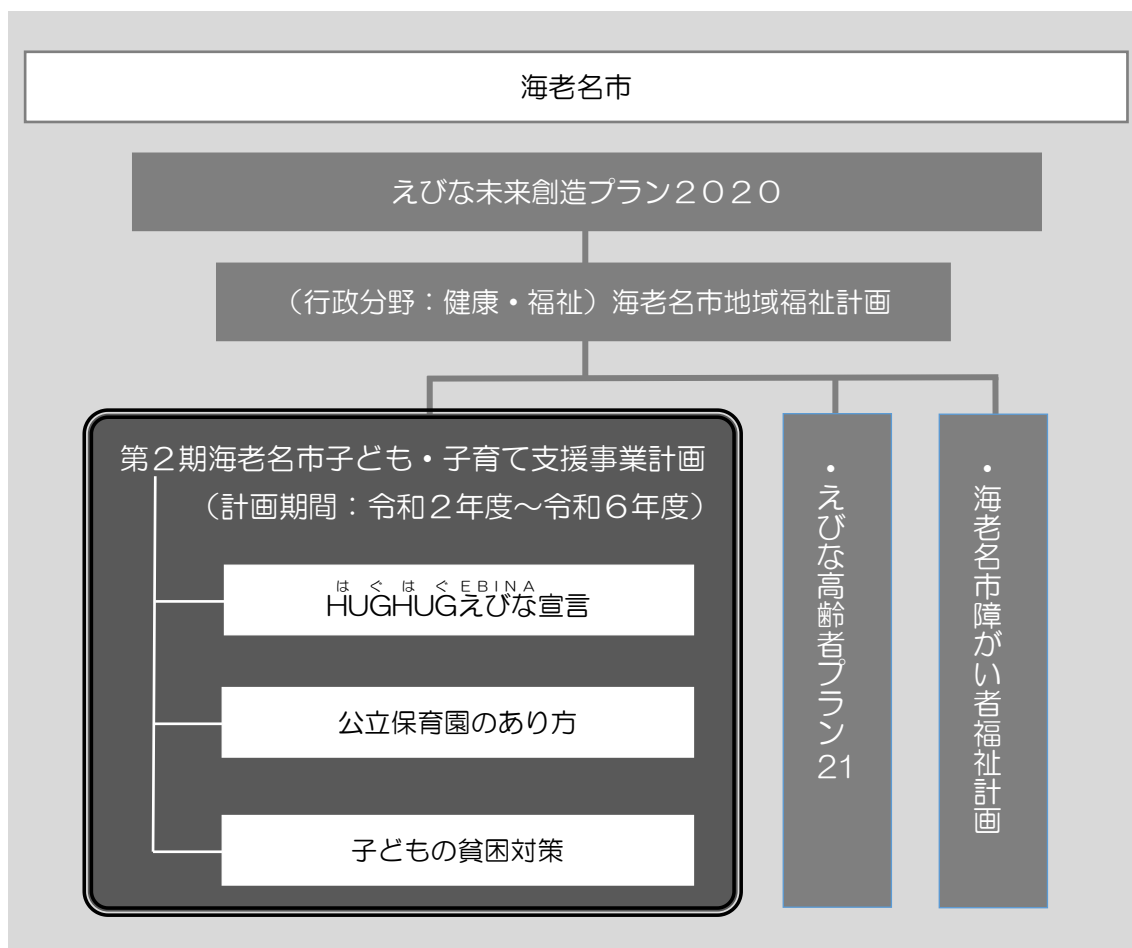
2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として、また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられるものであり、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民の皆様が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進することが計画の目的であり、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の個別計画として位置づけます。

また、平成28年11月の「市制45周年式典」で発表した「^{はぐはぐEBINA}HUGHUGえびな宣言」の趣旨に基づき、子育てを応援するための必要な施策を推進します。

なお、平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、保護者への就労支援を含め、すべての子どもが輝けるように、本計画の一部として「子どもの貧困対策」に必要な支援を推進していきます。



3 計画の進捗管理（評価方法）

「子ども・子育て会議」において、継続的に計画の管理をしていくほか、基本目標・基本施策・支援事業ごとに評価をしていくことで、市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に適宜対応していきます。

進捗管理		計画の期間（5か年）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理・運営		海老名市子ども・子育て会議				
計画の評価	基本目標	市政アンケートの結果 （2年に1回の評価）		市政アンケートの結果 （2年に1回の評価）		
	基本施策	ニーズ調査の結果 （5年に1回の評価）				
	支援事業	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況

市政アンケートとは	・隔年で実施されるアンケートです。 ・5段階で評価しています。（満足⇔不満） ・市民意識の傾向を把握し、政策形成の基礎資料とすることを目的としています。
ニーズ調査とは	・5年に1回実施されるアンケートです。 ・5段階で評価しています。（重要⇔重要ではない） ・子ども・子育て支援事業計画を策定するうえで、市民のニーズ（需要量）を調査・分析することを目的としています。
実施状況とは	・毎年度実施するものです。 ・3段階で評価しています。（A・B・C） ・子ども・子育て会議の中で、支援事業単位で前年度の実施状況を審議しています。

4 基本理念

子どもの笑顔はまちの魅力であり、安心して産み育てやすい環境を地域全体で実現していくために、海老名に住んでいる方には子育て支援を「実感」できるように施策を展開し、海老名に住んでいない方には海老名の魅力を知っていただけるように第2期計画を策定します。

そこで、第2期計画の基本理念と基本目標を以下のように設定いたします。



はぐはぐEBINA
HUGHUGえびな宣言

～ こども・子育てサポート指針 ～

- ① 子どもを産み育てやすい環境を整え安心して子育てができるまちにします
- ② 子どもたちが安全に元気に過ごせる環境を作ります
- ③ 海老名で育つ子どもたちの可能性を広げるための取り組みを進めます

5 基本目標

(1) 安心して子どもを預けられる教育・保育施設と学童保育施設を提供できる体制づくり・・・・・・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

保護者が安心して子どもを預けられる教育・保育施設や学童保育施設の確保に加え、保育人材の確保など質の向上に向けた取り組みを推進します。



(2) 親と子の健康を確保するための環境づくり・・・・・・・・

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。

健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題です。すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。



(3) 妊娠・出産から切れ目のない総合的な子育て支援を提供できる体制づくり・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、ライフステージに対応した切れ目のない支援を行っていく必要があります。

子育てに不安や悩みを抱えたまま孤立することがないように、身近な場所に、共感してもらえる人や相談ができる場所があることは、子育てをする親や子育て家庭にとって重要であり、そのような環境を提供できるよう取り組みを進めます。



(4) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援・・・・・・・・

障がいのある子どもやひとり親家庭などが、様々な家庭環境の中で安定した生活を送ることができるよう、必要とされる支援を関係機関と連携して取り組みます。

また、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼす児童虐待を予防・早期発見・保護支援できるよう取り組みます。

なお、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。



6 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

HUG HUG えびな宣言のもと
子どもの笑顔が輝く魅力あふれるまち
えびな

I 安心して子どもを預けられる教育・保育施設と学童保育施設を提供できる体制づくり

- (1) 特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上
- (2) 多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実
- (3) 学童保育施設等の充実

II 親と子の健康を確保するための環境づくり

- (1) 妊娠・出産に関する支援事業の充実
- (2) 子どもの健康確保の促進

III 妊娠・出産から切れ目のない総合的な子育て支援を提供できる体制づくり

- (1) 地域に根付く子育て支援事業の充実と情報発信の推進
- (2) 子育て世帯への経済的支援の充実
- (3) 子どもが地域交流できる居場所の確保
- (4) 子どもの安全確保の推進

IV 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

- (1) 障がいのある子どもと親の安定した生活の支援の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 児童虐待を防止する取り組みの推進
- (4) 総合的な不登校対策
- (5) 外国人世帯への支援の充実

[支援事業]

幼稚園充実事業		保育所充実事業		認定こども園充実事業		小規模保育事業			
家庭的保育事業		居宅訪問型保育事業		事業所内保育事業		公立保育園のあり方			
病児保育		病後児保育		一時預かり事業		延長保育事業		子育て短期支援事業	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					実費徴収に係る補足給付を行う事業				
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）					あそびっ子クラブ			まなびっ子クラブ	
妊婦健康診査		妊婦歯科健康診査		特定不妊治療費助成事業			不育症治療費助成事業		
乳児家庭全戸訪問事業					すこやかマタニティスクール				
乳幼児健康診査		家庭訪問		育児相談		親と子の相談支援事業		健康診査事後指導事業	
乳幼児予防接種		離乳食講座		むし歯予防教室		子ども医療費助成事業		新入学児童運動能力測定	
子育て情報発信事業			こどもセンター連携会議			ファミリー・サポート・センター事業		仕事と育児の両立支援事業	
紙オムツ支給事業			教材費支援事業			修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業			
子育て支援センター			地域版子育て支援センター			小学校スポーツ大会の実施		海老名市・白石市・登別市 少年少女スポーツ交流事業	
保育園等の安全監視員の配置			安全・安心子どもパトロール			学校の安全監視員の配置		通学路安全パトロールの実施	
児童発達支援事業		保育所等訪問支援事業		医療的ケア児支援事業		放課後等デイサービス事業		就学前後の相談支援事業	
支援教育補助指導員・介助員・看護介助員等配置事業						通級指導教室による児童生徒支援事業			
ひとり親家庭等家賃助成		スクールライフサポート		教育訓練給付金		子どもの学習・生活支援事業		高等職業訓練促進給付金	
高等学校卒業程度認定試験合格支援制度						母子・父子自立支援員による相談事業			
養育支援訪問事業						虐待防止の相談及び啓発活動			
教育支援センター（えびりーぶ）						不登校児童・生徒支援事業（びなる一む）			
通訳派遣						母子健康手帳の多か国語版			





第2章 施策の展開

基本目標Ⅰを実現させるための基本施策と支援事業

基本施策	支援事業（18事業）		掲載 ページ
（１）特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上	1	幼稚園充実事業	13
	2	保育所充実事業	13
	3	認定こども園充実事業	14
	4	小規模保育事業	14
	5	家庭的保育事業	14
	6	居宅訪問型保育事業	14
	7	事業所内保育事業	15
	8	公立保育園のあり方	15
（２）多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実	9	病児保育	16
	10	病後児保育	16
	11	一時預かり事業	16
	12	延長保育事業	17
	13	子育て短期支援事業	17
	14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	17
	15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	17
（３）学童保育施設等の充実	16	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	18
	17	あそびっ子クラブ	18
	18	まなびっ子クラブ	18



基本施策（１）特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上・・・

海老名市の子育て家庭の中で、働く母親は、子どもの年齢が上がるにつれて増える傾向にあります。現在は育児に専念している母親も、「子どもが大きくなったら働きたい」と考えている人が多く、乳幼児期から児童期の子どもの預け先が課題となります。

現在、海老名市内の未就学児の多くが、市内の認可保育所、認定保育施設を合わせた30施設、8つの幼稚園において、日中を過ごしています。子どもを通わせている保護者の多くが、「子どもの教育や発達のため」に「自宅に近い」ところを選択しています。

現在の社会が抱える課題である待機児童は、海老名市においても同じです。子育て家庭の身近な場所で、子どもに必要な教育、保育サービスが受けられるよう、質・量などの再検討を図ります。

支援事業No.	1	幼稚園充実事業	保育・幼稚園課			
事業概要	幼稚園については、一定のニーズが見込まれます。市では、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるよう取り組みます。教育時間終了後の預かり保育等の様々なニーズによる保育に対して運営費を助成し、待機児童解消のための環境整備を行います。					
計画の指標 となるもの	教育時間での保育を希望する児童数の量の見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,401 名	1,389 名	1,377 名	1,372 名	1,355 名
5年後の 方向性	令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化により、幼稚園を利用することを希望する世帯はより増えることが見込まれます。しかし一方で全国的な少子化による児童数の減少があるため、今後の市民のニーズに合わせた事業運営が必要と考えています。					
支援事業No.	2	保育所充実事業	保育・幼稚園課			
事業概要	新規保育所の設立や既存保育所の定員拡大など、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。					
計画の指標 となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		△508 名	△453 名	△155 名	99 名	143 名
5年後の 方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					

支援事業No.	3	認定こども園充実事業				保育・幼稚園課	
事業概要	既存幼稚園の認定こども園への移行により、保育が必要な児童を少しでも多く受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。						
計画の指標 となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		△508名	△453名	△155名	99名	143名	
5年後の 方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。						
支援事業No.	4	小規模保育事業				保育・幼稚園課	
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、新規の小規模保育施設の設立により、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。						
計画の指標 となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		△508名	△453名	△155名	99名	143名	
5年後の 方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。						
支援事業No.	5	家庭的保育事業				保育・幼稚園課	
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、保育者の居宅等で、5名以下の3歳未満の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するものです。						
計画の指標 となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		△508名	△453名	△155名	99名	143名	
5年後の 方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。						
支援事業No.	6	居宅訪問型保育事業				保育・幼稚園課	
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、3歳未満の乳幼児の居宅において1対1を基本とする保育を実施します。保育所等では対応しきれないニーズなど、個々に応じた柔軟な利用が可能となります。						
計画の指標 となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		△508名	△453名	△155名	99名	143名	
5年後の 方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。						

支援事業No.	7	事業所内保育事業				保育・幼稚園課	
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、企業が仕事と子育ての両立を支援するため、従業員の子どもを預かり、保育を実施します。また、地域の3歳未満の子どもの受け入れが可能な施設となります。						
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		△508名	△453名	△155名	99名	143名	
5年後の方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。						
支援事業No.	8	公立保育園のあり方				保育・幼稚園課	
事業概要	待機児童の解消を図るため、保育園の定員拡大を鋭意進めていますが、少子化の進展により、近い将来、保育需要の減少が見込まれます。このため、定員調整、老朽化対策、民間活力の活用などを総合的に推進するため、公立保育園の統廃合や民営化を図ります。						
計画の指標となるもの	公設公営保育所の数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
5年後の方向性	障がい児保育、年度途中での受け入れのための定員枠の確保、市内保育所の指導的役割など、公立保育園として果たすべき役割もあるため、市内3地区に1園ずつの直営園を堅持します。申込数などの状況を見極め、市内3園体制に向けたスケジュールを示します。						

基本施策（２）多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実・・・

海老名市の子育て家庭において働く母親が増える傾向にある中で、様々な保育ニーズが高まっています。病後児保育は年々利用者が増加しており、子どもが病気やケガで保護者が仕事を休んだ方の約３割が病児・病後児保育を利用したいと考えていることがニーズ調査結果からも分かっており、その必要性の高さがうかがえます。

海老名市においては、多様化する保育ニーズに対応するため、病後児保育の受け入れ態勢の強化や病児保育の実施について検討していくとともに、一時預かり保育等の多様な教育・保育サービスを確保し、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

支援事業No.	9	病児保育				保育・幼稚園課
事業概要	小学３年生までの市内在住の子どもを対象に、急な病気等の時に対応できるよう病院内に設けられた専用スペースで、治療中の児童を一時的に預かります。					
計画の指標となるもの	計画期間に実施する	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
		実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討
５年後の方向性	医師等の協力が不可欠のため、医療機関の動向を踏まえながら、医師会等関係機関と必要な調整を図ります。					

支援事業No.	10	病後児保育				保育・幼稚園課
事業概要	こどもセンター内の専用スペースである病後児保育室（いちごルーム）で、病気の回復期にある生後8週間から小学３年生までの子どもを一時的に預かります。					
計画の指標となるもの	病後児保育利用人数	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
		200名	200名	200名	200名	200名
５年後の方向性	保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、継続して事業を実施します。					

支援事業No.	11	一時預かり事業				保育・幼稚園課
事業概要	現在、海老名市内の公立・私立合わせ14の保育所において、一時預かり事業を実施しています。自宅保育者以外にも保育所待機者の代替施設としてのニーズもあることから、市では各保育所での一時預かり事業を支援します。					
計画の指標となるもの	一時預かり利用人数	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
		15,000名	15,000名	15,000名	15,000名	15,000名
５年後の方向性	全国的な少子化による児童数の減少の一方で当市では保育所のニーズは増加しています。ついては、市では引き続き各保育所での一時預かり事業を支援します。					

支援事業No.	1 2	延長保育事業				保育・幼稚園課
事業概要	現在、海老名市内の公立・私立合わせ 25 の保育所及び認定子ども園において、延長保育事業を実施しています。今後も保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、市は各保育所での延長保育事業を支援します。					
計画の指標となるもの	延長保育利用人数	令和 2 年 67,034 名	令和 3 年 67,704 名	令和 4 年 68,381 名	令和 5 年 69,064 名	令和 6 年 69,754 名
5 年後の方向性	全国的な少子化による児童数の減少の一方で当市では保育所のニーズは増加しています。市は引き続き各保育所での延長保育事業を支援します。					
支援事業No.	1 3	子育て短期支援事業				保育・幼稚園課
事業概要	保護者の疾病、仕事等により、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを対象に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護します。					
計画の指標となるもの	実施するための調査・研究をする	令和 2 年 実施検討	令和 3 年 実施検討	令和 4 年 実施検討	令和 5 年 実施検討	令和 6 年 実施検討
5 年後の方向性	ニーズ調査から把握した、保護者の疾病等のやむを得ない理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった子どもの人数を基に、ほかの事業による対応の可能性も勘案し、事業の実現に向けた検討を行います。					
支援事業No.	1 4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				保育・幼稚園課
事業概要	各施設の設置基準や職員配置基準など、新規事業者には様々な対応が求められることから、新規参入希望事業者からの相談等に対応し、情報の提供を行います。					
計画の指標となるもの	多様な事業者の能力活用の必要性	令和 2 年 事業継続	令和 3 年 事業継続	令和 4 年 事業継続	令和 5 年 事業継続	令和 6 年 事業継続
5 年後の方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて保育所の誘致を進め、基準を満たした民間事業者には保育所設置認可を行います。					
支援事業No.	1 5	実費徴収に係る補足給付を行う事業				保育・幼稚園課
事業概要	保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用の一部を助成します。					
計画の指標となるもの	低所得世帯への支援の必要性	令和 2 年 事業継続	令和 3 年 事業継続	令和 4 年 事業継続	令和 5 年 事業継続	令和 6 年 事業継続
5 年後の方向性	対象世帯が円滑に保育が利用できるよう、継続して事業を実施します。					

基本施策（３）学童保育施設等の充実・・・・・・・・

働く母親が増加してきている中、学童保育の登録者数は増加しており、子どもの放課後の居場所に対するニーズが高まってきています。

子どもの居場所として求められる学童保育の役割として、地域の人材や地域資源の活用、支援員向けの資質向上研修等を実施することで、子どもの成長段階や特性に合ったサービスを提供します。

小学校の余裕教室等を活用した学童保育や放課後子ども教室の運営を通じて、サービス提供の体制強化を図り、案内冊子や市のホームページ等を活用して、多くの市民の方に事業内容を理解してもらえるよう努めます。

支援事業No.	16	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				学び支援課	
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。						
計画の指標 となるもの	施設定員数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		1,565名	1,615名	1,665名	1,715名	1,765名	
5年後の 方向性	学童保育クラブの需要は、大規模開発によって今後不足が生じる地域と、少子化の影響により余剰が生じる地域があり、偏在化していく状況です。このことから、学童保育クラブを必要とする地域に適切に供給できるよう配置していきます。						
支援事業No.	17	放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）				学び支援課	
事業概要	放課後の居場所づくりとして、市内13小学校の体育館や校庭を開放して子どもたちに自由あそびができる場を提供している事業です。各校多少の差がありますが、13校ほぼ毎日開催しています。						
計画の指標 となるもの	参加児童数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		60,000名	61,000名	62,000名	63,000名	64,000名	
5年後の 方向性	あそびっ子クラブの需要は、共働き家庭の増加により、増加傾向が見込まれます。このことから、あそびっ子クラブ支援員の確保が必須となるため、パートナー会議で行政支援を協議しながら、支援員の口コミやあそびっ子だより等で確保をしていきます。						
支援事業No.	18	放課後子ども教室（まなびっ子クラブ）				学び支援課	
事業概要	放課後の居場所づくりの一環として、児童の学習習慣の定着をねらいとしている事業です。市内13小学校の空き教室を利用して、子どもたちに自学自習ができる場を提供し、13校ほぼ週1回開催しています。						
計画の指標 となるもの	参加児童数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		5,500名	5,700名	5,800名	5,900名	6,000名	
5年後の 方向性	まなびっ子クラブの需要は、一定数見られるが、学区により人数の顕著な差が見られます。回数を増やすためには支援員の確保が必要であり、様々な会議で事業の周知を図ります。また、自学自習の場だけでなく、内容の検討も行っていきます。						

基本目標Ⅱ 親と子の健康を確保するための環境づくり

基本目標2を実現させるための基本施策と支援事業

基本施策	支援事業（16事業）		掲載 ページ
（１）妊娠・出産に関する支援 事業の充実	19	妊婦健康診査	21
	20	妊婦歯科健康診査	21
	21	乳児家庭全戸訪問事業	22
	22	すこやかマタニティスクール	22
	23	特定不妊治療費助成事業	22
	24	不育症治療費助成事業	22
（２）子どもの健康確保の促進	25	乳幼児健康診査	23
	26	家庭訪問	23
	27	育児相談	24
	28	親と子の相談支援事業	24
	29	健康診査事後指導事業	24
	30	乳幼児予防接種	24
	31	離乳食講座	25
	32	むし歯予防教室	25
	33	子ども医療費助成事業	25
	34	新入学児童運動能力測定	25



基本施策（１）妊娠に関する支援事業の充実・・・・・・・・

不妊による心の悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもと触れ合う機会が少なくなってきたことなどが原因で、妊婦の心に様々な問題が生じています。

ニーズ調査の結果からも、妊娠中の母親へのサポートについては、母親の健康面についての相談やお腹の中の赤ちゃんについての相談が重要視されていることがうかがえます。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、安心して出産できる環境づくりを推進します。

支援事業No.	19	妊婦健康診査	こども育成課			
事業概要	安心して出産ができるよう、妊婦の健康管理とともに、新生児の疾病や異常の早期発見の機会となるよう、妊婦健康診査を実施しています。神奈川県産婦人科医会に委託し、県内の産科等医療機関を妊婦が健診を受けた際の費用の一部を補助します。					
計画の指標となるもの	受診件数（延べ人数）	令和2年 12,000名	令和3年 12,000名	令和4年 12,000名	令和5年 12,000名	令和6年 12,000名
5年後の方向性	妊婦健康診査は各種検査等にかかる費用が大きいため、1回あたりの助成額の見直しを図ります。					
支援事業No.	20	妊婦歯科健康診査	こども育成課			
事業概要	妊娠中は、むし歯や歯周病などが悪化しやすく、歯周病は早産等の原因となることがあるため、口腔内の異常の早期発見の機会となるよう、妊婦歯科健康診査を実施しています。市内歯科医療機関へ委託し、妊娠中無料（1回）で受診できます。					
計画の指標となるもの	受診件数（実人数）	令和2年 400名	令和3年 410名	令和4年 410名	令和5年 420名	令和6年 420名
5年後の方向性	受診者数が減少しないよう、周知方法の検討、実施歯科医療機関の見直し等行います。					

支援事業No.	2 1	乳児家庭全戸訪問事業				こども育成課	
事業概要	4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談を聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で子どもが健やかに成長できるよう支援をします。委託助産師や市の保健師、主任児童委員がご家庭を訪問します。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	乳児家庭全戸訪問後、支援が必要とされた家庭に対する適切な支援方法の検討を行います。						
支援事業No.	2 2	すこやかマタニティスクール				こども育成課	
事業概要	初めて母親、父親になるご家庭を対象に、妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように、すこやかマタニティスクールを実施しています。助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士が支援をしています。						
計画の指標 となるもの	参加人数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		450 名	450 名	450 名	450 名	450 名	
5年後の 方向性	すこやかマタニティスクール参加者のニーズを調査し、実施回数、実施方法等の検討を行います。						
支援事業No.	2 3	特定不妊治療費助成事業				こども育成課	
事業概要	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。助成は、「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けられたものに上乗せする形で行います。						
計画の指標 となるもの	助成件数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		100 名	100 名	100 名	100 名	100 名	
5年後の 方向性	特定不妊治療に加え、一般不妊治療に要する費用の一部助成について検討します。						
支援事業No.	2 4	不育症治療費助成事業				こども育成課	
事業概要	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症の診断後に実施した医療保険適用外の不育症治療を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、事業を継続します。						

基本施策（２）子どもの健康確保の推進・・・・・・・・

乳幼児期は、基本的生活習慣を整え、健康づくりの基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。また、親子の健康づくりに向け、食育の推進も重要となります。

海老名市では、離乳食講習会、幼児むし歯予防教室、私立幼稚園給食運営事業などを通じて、健康で過ごすための教育や相談の機会の充実を図っています。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、子どもの健康を確保していきます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めていきます。

支援事業No.	25	乳幼児健康診査				こども育成課
事業概要	子どもの健やかな成長を願って、4か月児、8か月児、1歳6か月児（内科・歯科）、2歳児歯科、3歳6か月児（内科・歯科）の健康診査を行います。8か月児健康診査、1歳6か月児健康診査（内科・歯科）は、委託医療機関にて個別で実施しています。					
計画の指標 となるもの	各健診の受診率 ①＝4か月児健診 ②＝3歳6か月児健診	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%
5年後の 方向性	必要な年齢の乳幼児に対して、引き続き乳幼児健康診査を実施していきます。					
支援事業No.	26	家庭訪問				こども育成課
事業概要	乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦や乳幼児の健康、育児や母乳についての相談や育児の悩みや子どもの発達についての相談を聞き、必要な支援や情報提供を行います。助産師や保健師、栄養士がご家庭を訪問します。					
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の 方向性	家庭訪問を通じて、育児や発達の悩みを継続して支援できるよう実施していきます。					

支援事業No.	27	育児相談				子育て相談課	
事業概要	同年齢の子どもを持つ親同士が共通の話題や情報交換などができる交流の場である年齢別サロンにおいて、遊びながら気軽に子どもの心身の発達や育児に関する保護者の悩みなどの疑問を保健師や栄養士と相談できる場を提供します。						
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		5,352名	5,780名	6,242名	6,741名	7,280名	
5年後の方向性	年齢に応じた遊びや絵本の読み聞かせなど、魅力あふれる基本事業で、多くの利用者呼び込み、一人でも多くの親子が、孤独感や育児不安を解消していただけるよう努めます。						
支援事業No.	28	親と子の相談支援事業				こども育成課	
事業概要	子どもの発達（言葉、動作）、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの様々な相談をする場所として、親と子の相談支援事業を実施しています。臨床心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が相談に応じています。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の方向性	相談者が相談したい時に相談できるような体制づくりを検討します。						
支援事業No.	29	健康診査事後指導事業				こども育成課	
事業概要	乳幼児健康診査の事後指導として、心身の発達が気になる子どもや育児不安がある親子に対し、より良い親子関係を育み、幼児の健やかな発達を促すために実施しています。保健師、保育士、臨床心理師、栄養士が従事しています。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の方向性	親と子の相談支援事業と連携し、必要な親子に対して支援できる体制づくりを検討します。						
支援事業No.	30	乳幼児予防接種				こども育成課	
事業概要	予防接種法に基づく「定期接種」のワクチンを、各委託医療機関で無料接種することができます。また、予防接種スケジュールの自動作成などの機能が付いた「えび〜にゃのちっくんナビ」もご利用いただけます。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の方向性	必要な予防接種が継続的に実施できるようにします。						

支援事業No.	3 1	離乳食講座				子育て相談課
事業概要	赤ちゃんの発育や発達に合わせ、離乳食を始めるタイミング、作り方や量、味付けなど、試食を交えて具体的な進め方を学ぶ講座と、講師を囲んだグループワークの二本立てで開催しています。グループワークでは親同士の情報交換や、講師への質問や悩みの共有をすることで、離乳食に関する不安や苦勞を軽減する場にもなっています。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年 550 名	令和3年 594 名	令和4年 641 名	令和5年 692 名	令和6年 747 名
5年後の方向性	育児相談事業とあわせて、離乳食の悩みや疑問を気軽に相談できる場を提供してまいります。また、グループワークなどの質疑応答を集約して、講座に参加されない方にも広く情報を提供していく方法を検討します。					
支援事業No.	3 2	むし歯予防教室				子育て相談課
事業概要	乳幼児期は基本的な歯の健康づくりを身に着ける重要な時期ととらえ、生涯にわたって歯の健康が身につくよう、歯磨き指導を通して、幼児のむし歯予防や望ましい食事、おやつとの与え方について学びます。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年 252 名	令和3年 272 名	令和4年 293 名	令和5年 316 名	令和6年 341 名
5年後の方向性	乳幼児期の歯の疑問や悩みにより丁寧かつ効率的に情報提供できる機会として、むし歯予防講座の在り方を検討します。					
支援事業No.	3 3	子ども医療費助成事業				国保医療課
事業概要	0歳から中学生までの市内在住の子どもが、ケガや病気などで医療機関にかかったときの医療費を助成しています。所得制限はありません。					
計画の指標となるもの	対象者数	令和2年 17,800 名	令和3年 17,800 名	令和4年 17,800 名	令和5年 17,800 名	令和6年 17,800 名
5年後の方向性	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、継続して事業を実施します。将来にわたり事業を継続できるよう、対象年齢の見直しや一部負担金の導入など様々な方策の検証を行います。					
支援事業No.	3 4	新入学児童運動能力測定				文化スポーツ課
事業概要	児童の体力・運動能力の向上を目的に、新しく小学校1年生になる児童の運動能力測定を実施し、今後の運動能力向上についての意識付けとしてもらいます。（競技：25m走、立ち幅跳びなど）					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	あらゆる運動（スポーツ）に興味を持つきっかけにもなる事業であるため、今後も継続して実施していきます。					

基本目標３を実現させるための基本施策と支援事業

基本施策	支援事業（15 事業）		掲載 ページ
（１）地域に根づく子育て支援事業の充実と情報発信の推進	35	子育て情報発信事業	27
	36	こどもセンター連携会議	27
	37	ファミリー・サポート・センター事業	28
	38	仕事と育児の両立支援事業	28
（２）子育て世帯への経済的支援の充実	39	紙オムツ支給事業	29
	40	教材費支援事業	29
	41	修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業	29
（３）子どもが地域交流できる居場所の確保	42	子育て支援センター	30
	43	地域版子育て支援センター	30
	44	小学校スポーツ大会の実施	31
	45	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業	31
（４）子どもの安全確保の推進	46	保育園等の安全監視員の配置	32
	47	安全・安心子どもパトロール	32
	48	学校の安全監視員の配置	33
	49	通学路安全パトロールの実施	33



基本施策（１）地域に根付く子育て支援事業の充実と情報発信の推進・・・・・・・・

ニーズ調査結果をみると、海老名市の子育て家庭の中で、子育てについて気軽に相談できる人や場所がある人は９割となっている一方で、相談できる場所がない人が１割ほどみられ、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

えびなこどもセンターでは、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、子育て家庭が安心して産み育てることができる環境を提供していきます。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

子どもの健やかな育ちのためにも、多様化・複雑化する子育て相談に対して、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境が実現できるよう、広報・啓発、情報提供等を行う必要があります。

支援事業No.	35	子育て情報発信事業				こども育成課	
事業概要	妊娠中の方から未就学児のいる世帯までの全世帯に、子育てガイドブック「えびな健康だより SUKUSUKU」を配布しています。携帯アプリ「子育てタウン」を通じて子育てに関する情報を発信し、子育てに関する行政情報等を積極的に発信し、周知を図ります。						
計画の指標 となるもの	子育てガイドブックの配布 世帯数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		8,000 世帯	7,950 世帯	7,900 世帯	7,850 世帯	7,800 世帯	
5年後の 方向性	子育てガイドブック「えびな健康だより SUKUSUKU」は、乳幼児健診の日程等の情報を掲載しているため、継続して毎年配布します。						

支援事業No.	36	こどもセンター連携会議				こども育成課	
事業概要	子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を実現させるため、福祉と教育を縦割りとし、こどもセンター連携会議等を通じて連携体制の充実を図ります。						
計画の指標 となるもの	連携会議の開催回数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		4回	4回	4回	4回	4回	
5年後の 方向性	こどもセンターの運営に関して必要なことを調整する場として、毎年継続して開催します。						

支援事業No.	37	ファミリー・サポート・センター事業				子育て相談課
事業概要	子育て支援を受けたい人（利用会員）と援助ができる人（援助会員）が会員となって、互いに協力し合って、地域の中で子育てを支援する有償ボランティアです。					
計画の指標となるもの	活動件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2,197 件	2,372 件	2,561 件	2,765 件	2,986 件
5年後の方向性	援助会員を増やし、利用会員の多様化するニーズに応えられるよう、地域の中での助け合いという観点で、両者の関係を維持できるようにコーディネートしていきます。					
支援事業No.	38	仕事と育児の両立支援事業				市民相談課
事業概要	子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、育児・介護休業制度等も含めた関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。					
計画の指標となるもの	関連講座の開催回数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
5年後の方向性	講座や講演会の内容やタイトルなどを工夫して、多くの子育て世帯の方々が参加していただけるようにします。					

基本施策（２）子育て世帯への経済的支援の充実・・・・・・・・

少子高齢化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境は緩やかな景気回復が続いているものの、子育てにかかる経済的負担の増大は市民に大きな影響を及ぼしています。ニーズ調査からも、子育てに関して日頃悩んでいること、気になることとして子育ての出費が大きいことが上位となっており、海老名市の子育て家庭においても経済的負担感の大きさがうかがえます。

安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減し、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

支援事業No.	39	紙オムツ支給事業				こども育成課
事業概要	紙オムツを支給することで、海老名市全体で育児をサポートし、精神的にも経済的にも子育て世帯をサポートします。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2,364 名	事業見直し	事業見直し	事業見直し	事業見直し
5年後の方向性	令和3年度の事業見直しを計画し、より充実した子育てサポートを実現します。					
支援事業No.	40	教材費支援事業				就学支援課
事業概要	小中学校の入学準備などにより、教育費の出費が多い小学校1年生と中学校1年生の保護者の経済的負担を軽減するため実施します。公費負担の上限は、小学校1年生で10,000円、中学校1年生で17,000円です。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2,309 名	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	事業を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を実現します。					
支援事業No.	41	修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業				教育支援課
事業概要	海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者及び中学3年生の生徒の保護者に対し、小学校6年生参加児童一人あたり上限10,000円、中学校3年生の参加生徒一人あたり上限15,000円を交付します。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2,143 名	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	令和元年度より始まった事業であり、今後の望ましい修学旅行のあり方や発注方法の改善による旅行代金の抑制など、修学旅行検討委員会を中心に検討を進め、教育委員会としての提言を行います。					

基本施策（３）子どもが地域交流できる居場所の確保・・・・・・・・

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の機会を通じて、子どもの健やかな成長に重要な役割をもっています。しかし、近所付き合いをする人数が減少傾向にある中、地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。

こうした中、子どもの成長にあわせ、遊んだり交流したりしながら自分らしく過ごせる「居場所」を地域の中につくることが重要となります。

地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができる地域社会を構築しながら、地域での交流の場の確保を図ります。

また、スポーツをする機会を通じて、交流、競技力及び体力の向上を図り、子どもが健やかに育ち、一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる資質・能力の育成を目指します。

支援事業No.	42	子育て支援センター				子育て相談課	
事業概要	年齢別サロン、すくすく広場、移動サロン、育児講座や、各種イベントを通して、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談、子育て支援に関する情報の提供、講習等を実施します。						
計画の指標 となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		45,559名	49,203名	53,139名	57,390名	61,981名	
5年後の 方向性	子ども家庭相談室やこども育成課など関係各課等と連携し、より専門的な相談に的確に対応できる体制を整備するとともに、一人でも多くの親子が、足を運びたいと思える魅力ある事業の充実を図ります。						

支援事業No.	43	地域版子育て支援センター				子育て相談課	
事業概要	より身近で地域に根差した地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を、市内3か所で運営しています。運営は、民間のアイデアやノウハウを生かすため、子育て関係の民間事業者に委託をして行います。						
計画の指標 となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		22,678名	24,492名	26,451名	28,567名	30,852名	
5年後の 方向性	子育て支援センターとはぐはぐ広場相互に情報交換や連携を密にし、地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を図ります。また、専門的な相談に対しては、他機関とも連携して対応できる体制を整備してまいります。						

支援事業No.	4 4	小学校スポーツ大会の実施				教育支援課	
事業概要	子どものスポーツに対する興味、自己記録への関心、意欲の向上を図るための小学校連合運動会を開催します。						
計画の指標 となるもの	市内小学 6 年生	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
		1,184 名	1,170 名	1,152 名	1,188 名	1,107 名	
5 年後の 方向性	開催が暑い時期となるので、水分補給や直射日光を防止するための工夫を検討します。また、競技種目等の見直しを行います。						
支援事業No.	4 5	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業				文化スポーツ課	
事業概要	海老名市の姉妹都市である白石市を訪問し、歴史や文化を学び、スポーツを通じて仲間との協調性、自主性を養うことを目的にして毎年違う種目でのスポーツ交流を行っています。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5 年後の 方向性	白石市の歴史や文化に触れあうことにより、スポーツだけでなく様々な分野に興味を持つきっかけにもなる事業であるため、今後も継続して実施を予定しておりますが、白石市の児童の減少が進んでいることから見直しが必要となる場合があります。						

基本施策（４）子どもの安全確保の推進・・・・・・・・

近年、子どもを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、子どもや保護者にとって身近な生活圏である地域が、防犯や見守り、保護者の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうしたことから、安全なまちづくりに向け、地域住民による見守りやパトロールなどに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

支援事業No.	46	保育園等の安全監視員の配置				保育・幼稚園課	
事業概要	市内保育所の園児の安全確保のため、保育所職員と協力し敷地内及びその周辺の安全監視を行います。施設内への不審者等の侵入防止を図るとともに、もしものときには、保育所職員と連携して、園児の避難誘導を行います。						
計画の指標 となるもの	園児の安全の保障	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	園児が安心して保育園生活が送れるように、今後も事業を継続していきます。						
支援事業No.	47	安全・安心子どもパトロール				保育・幼稚園課	
事業概要	園児の安全確保のため、市内認可保育園及び幼稚園等の巡回監視を行い、安全で安心な子育て環境の向上を図ります。不審者情報があった場合、現場に急行し周辺の警戒にあたります。						
計画の指標 となるもの	市内保育施設における巡回 監視の必要性	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	園児や保育所職員が安心・安全な保育環境を維持するために、継続してパトロールが必要と考えています。						

支援事業No.	48	学校の安全監視員の配置				就学支援課	
事業概要	市内の各小学校へ安全監視員を配置することにより、校門を監視し不審者の侵入を抑止するとともに、敷地内を巡回し、子どもの安全確保に努めています。						
計画の指標となるもの	市内小学校 各1名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		13名	13名	13名	13名	13名	
5年後の方向性	事業を継続することで、安全確保に努めます。						

支援事業No.	49	通学路安全パトロールの実施				就学支援課	
事業概要	市内小学生の登下校時にあわせて青色防犯パトロール（青パト）車でパトロールを実施しています。青パト車3台で市内全域のパトロールを実施しています。						
計画の指標となるもの	青パト車3台による実施	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		3台	3台	3台	3台	3台	
5年後の方向性	事業を継続することで、安全確保に努めます。						

基本目標Ⅳ 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

基本目標4を実現させるための基本施策と支援事業

基本施策	支援事業（20 事業）		掲載 ページ
(1) 障がいのある子どもと 親の安定した生活の支 援の充実	50	児童発達支援事業	35
	51	保育所等訪問支援事業	35
	52	医療的ケア児支援事業	35
	53	放課後等デイサービス事業	36
	54	就学前後の相談支援事業	36
	55	支援教育補助指導員・介助員・看護介助員等配置事業	36
	56	通級指導教室による児童生徒支援事業	36
(2) ひとり親家庭等の自立 支援の推進	57	ひとり親家庭等家賃助成	37
	58	スクールライフサポート	37
	59	子どもの学習・生活支援事業	37
	60	教育訓練給付金	38
	61	高等職業訓練促進給付金	38
	62	高等学校卒業程度認定試験合格支援制度	38
	63	母子・父子自立支援員による相談事業	38
(3) 児童虐待を防止する取 り組みの推進	64	養育支援訪問事業	39
	65	虐待防止の相談及び啓発活動	39
(4) 総合的な不登校対策	66	教育支援センター（えびりーぶ）	40
	67	不登校児童・生徒支援事業（びなる一む）	40
(5) 外国人世帯への支援の 充実	68	通訳派遣	41
	69	母子健康手帳の多か国語版	41



基本施策（１）障がいのある子どもと親の安定した生活の支援の充実・・・

児童福祉法に基づく療育・訓練等の支援体制を確保するとともに、支援を必要とする発達障がい児等に対して、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における受入れを進めることにあわせて、教育とも連携をさらに深めたうえで、より総合的な形で適切な対応を実施していくことが重要となっています。

障がいのある児童生徒とその保護者が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、育ちの場における支援に協力できるような体制づくりを進めていきます。

※令和２～６年は「障がい者福祉計画」に準じます。

支援事業No.	50	児童発達支援事業				障がい福祉課
事業概要	未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。					
計画の指標となるもの	利用人数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		216名	※	※	※	※
5年後の方向性	旧児童デイサービスから毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須事業となっています。児童発達支援センターと地域の事業所との連携、それによるニーズの拡大に対応していきます。					
支援事業No.	51	保育所等訪問支援事業				障がい福祉課
事業概要	保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校等に在籍する障がい児が、他の児童と集団生活に適應できるよう当該施設を訪問し、専門的な支援を行うサービスです。					
計画の指標となるもの	利用人数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		5名	※	※	※	※
5年後の方向性	児童発達支援センター機能による関係機関との連携により増加が見込まれるため、実施事業所の拡充に努め、在園・在学児童に対するきめ細やかな支援体制を促進します。					
支援事業No.	52	医療的ケア児支援事業				障がい福祉課
事業概要	医療的ケア児の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など、保健・医療・教育・福祉等が連携した協議の場の仕組みづくりや、障がい児の成長に応じた支援の充実に向けて取り組む事業です。					
計画の指標となるもの	支援体制づくりの取り組みや支援の充実に向けた取り組み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	※	※	※	※
5年後の方向性	自立支援協議会と連携を図り、保健・医療・教育・福祉の連携による協議の場を設置し、成長に応じたきめ細やかな支援体制づくりに取り組みます。					

※令和2～6年は「障がい者福祉計画」に準じます。

支援事業No.	53	放課後等デイサービス事業				障がい福祉課
事業概要	就学児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図ります。放課後又は長期休暇中に提供するサービスです。					
計画の指標となるもの	利用人数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		288名	※	※	※	※
5年後の方向性	児童発達支援センターと地域の事業所との連携、それによるニーズの拡大に対応していきます。					
支援事業No.	54	就学前後の相談支援事業				教育支援課
事業概要	児童の教育的ニーズや状態、保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点等から、小学校入学後の支援について相談しています。また、入学後も支援については見直し・検討していきます。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	就学前から中学校卒業後までも切れ目のない相談支援が行えるよう、各関係機関との連携と、支援シートを介した個別の支援計画の作成を行っていきます。					
支援事業No.	55	支援教育補助指導員・介助員・看護介助員等配置事業				教育支援課
事業概要	学習に困難さを抱える児童生徒に対する個別学習支援を行う「支援教育補助指導員」、配慮を要する児童生徒に対して姿勢保持・介添え・安全確保・学習活動の支援等を行う「介助員」、医療的ケアを含む支援を行う「看護介助員」を各校に配置しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	教育的支援を要する児童生徒の社会での自立に向けて、一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を今後も実施していくために、事業を継続していきます。					
支援事業No.	56	通級指導教室による児童生徒支援事業				教育支援課
事業概要	小学生対象の言葉や聞こえに対しての指導を行う「ことばの教室」、他者とのかわり方等のコミュニケーションに関する指導を行う「そだちの教室」、中学生対象の言葉の指導を行う「じりつの教室」において、通級指導を実施しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	今後も通級する児童生徒一人ひとりに適切な支援を行っていくためにも、教室の拡張や新設、各校への巡回指導型での指導の在り方など研究していきます。					

基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・

現在、日本では夫婦の３組に１組は離婚しているといわれています。2017年に総務省から発表された統計によると、全国でシングルマザーは123.2万世帯、平均年収は243万円、就業率は81.8%前後となっており、海老名市においてもひとり親家庭は、母子・父子世帯ともに増加傾向にあり、ひとり親家庭への支援が必要となっています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制の確立と貧困世帯への経済的支援の充実に努めます。

支援事業No.	５７	ひとり親家庭等家賃助成				こども育成課	
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して住宅の家賃の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。						
計画の指標となるもの	対象者数	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	
		270 名	270 名	270 名	270 名	270 名	
５年後の方向性	平成 30 年度に改正した現在の制度を継続して実施できるよう努めます。						
支援事業No.	５８	スクールライフサポート				就学支援課	
事業概要	経済的な理由で小中学校の就学が困難な方に、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部の援助をしています。						
計画の指標となるもの	対象人員	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	
		1,007 名	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
５年後の方向性	事業を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を実現します。						
支援事業No.	５９	子どもの学習・生活支援事業				生活支援課	
事業概要	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等の中学生を対象とした学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、活動ができる居場所づくりなどの生活支援を子どもと保護者の双方に支援を行うことで、高校進学を促し将来の貧困連鎖からの脱却を目指します。						
計画の指標となるもの	支援対象者の高校進学率	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	
		100%	100%	100%	100%	100%	
５年後の方向性	令和元年５月に策定した事業計画に基づき、事業の実績と効果を検証しながら、実施場所や対象者の拡大などを検討していきます。						

支援事業No.	60	教育訓練給付金	こども育成課			
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して、資格取得にかかる講座費用の一部を助成し、主体的な能力開発を支援することにより、自立の促進を図ることを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		4名	4名	4名	4名	4名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
支援事業No.	61	高等職業訓練促進給付金	こども育成課			
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給し生活費の負担を軽減することで、就職に有利で生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		6名	6名	6名	6名	6名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
支援事業No.	62	高等学校卒業程度認定試験合格支援制度	こども育成課			
事業概要	母子家庭、父子家庭等の親及びその子ども（20歳未満）に対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用の一部を助成することにより、より良い条件での就職につなぎ、自立や生活の安定を図ることを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1名	1名	1名	1名	1名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
支援事業No.	63	母子・父子自立支援員による相談事業	こども育成課			
事業概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活の安定と向上のために、県福祉資金の貸付・子どもの養育・就業・その他生活向上のことなど、自立を促すための相談に応じています。ひとり親のサポートブックを発行し、必要な助成や手当等の情報を提供しています。					
計画の指標となるもの	相談件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,300件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件
5年後の方向性	離婚相談から離婚後の子どもの養育など、ひとり親家庭の方への相談は長期間にわたる場合が多く、その需要も高いため、引き続き相談事業を継続します。					

基本施策（3）児童虐待を防止する取り組みの推進・・・・・・・・

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果、親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応まで、切れ目のない総合的な支援をするうえで、様々な機関との協力体制の構築は不可欠であり、海老名市においても、えびなこどもセンター開設に伴い、これまで以上に児童虐待の防止対策を推進してきたところです。

今後も、子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

支援事業No.	64	養育支援訪問事業				子育て相談課	
事業概要	児童虐待の予防のため平成24年度から開始しています。育児支援が必要な家庭に保健師等が定期的に訪問し、子どもへの育児状況等を把握し、子どもの保護者にあった支援を検討し、実施するものです。						
計画の指標 となるもの	支援件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		24件	24件	24件	24件	24件	
5年後の 方向性	家事支援員・保育士・看護師・保健師を派遣して養育状況を把握し、各家庭にあった支援を検討し実施していきます。						

支援事業No.	65	虐待防止の相談及び啓発活動				子育て相談課	
事業概要	親又は親に代わる保護者による子どもへの身体的、精神的等の虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの人権侵害にあたる児童虐待を早期に防ぐため、相談員2名を配置し、子どもの相談窓口の充実を図ります。						
計画の指標 となるもの	相談（電話・来庁）件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		1,300件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件	
5年後の 方向性	相談体制の充実を図るため、相談員は定期的に研修を受講し、スキルアップを図っていきます。また、子育て講座を開催し、子育ての悩み等の解消に努めていきます。						

基本施策（４）総合的な不登校対策・・・・・・・・

全国の国公立の小中学校の不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており、海老名市においても、近年の不登校児童生徒数は増加傾向にあります。不登校の要因・背景は多様であり、学校や関係機関等が連携し、充実した指導や家庭への働きかけ等を行い、不登校に対する取り組みを図る必要があります。

不登校については、特定の子どもの特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることであり、不登校の状況が継続して、本人の進路や社会的自立に影響を及ぼさないよう、不登校児童生徒に対する相談活動を充実するとともに、不登校児童生徒個々に応じた支援や学習機会を確保する体制の充実に努めます。

支援事業No.	66	教育支援センター（えびりーぶ）				教育支援課	
事業概要	不登校や学校生活に関すること、発達や障がいに関すること、就学に関すること等について、電話相談や来所相談を行っています。また、小学校と中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣しています。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の方向性	就学前から中学校卒業後も、切れ目のない相談支援が行えるように、関係各課や関係機関との連携を深めていきます。						

支援事業No.	67	不登校児童・生徒支援事業（びなるーむ）				教育支援課	
事業概要	様々な理由で不登校状態にある小中学生のための教室です。学校復帰や将来の社会的自立を目的とし、児童生徒が安心して過ごす中で、人と関わる力や学ぼうとする意欲を高めることを支援しています。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の方向性	不登校児童生徒に対して、より個に応じた支援ができるような体制づくりについて、今後研究していきます。						

基本施策（５）外国人世帯への支援の充実・・・・・・・・

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれます。

海老名市においても、外国につながる幼児とそのご家庭は増加傾向にあり、その中には、言葉の習熟の程度や文化が異なることから、日常生活に支障をきたす場面や、地域社会にうまく溶け込むことができないことが見受けられます。

外国籍家庭の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援をすることが必要で、言葉や文化の違いやコミュニケーション不足からくる問題に対して、不安や負担を感じることなく、子育てに関する情報を正しく理解できるよう、言葉の壁に対する支援を行っていきます。

支援事業No.	68	通訳派遣					市民相談課
事業概要	日本語会話に困っている外国につながる幼児とそこでご家庭が安全・安心に生活できるよう、通訳派遣システム事業に係る体制を構築します。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	日常会話や文字の読み書きに問題を抱えている外国につながる幼児とそこでご家庭のために、市が発信する情報への理解を深めるよう努めます。						

支援事業No.	69	母子健康手帳の多か国語版					こども育成課
事業概要	母子健康手帳は、妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの一貫した健康記録になります。外国人の方には、外国語版母子健康手帳（英語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・中国語・タイ語・ハングル語・インドネシア語）を交付しています。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年後の 方向性	海老名市内に在住の外国人の方が安心して妊娠・出産できるよう、引き続き交付を継続します。						





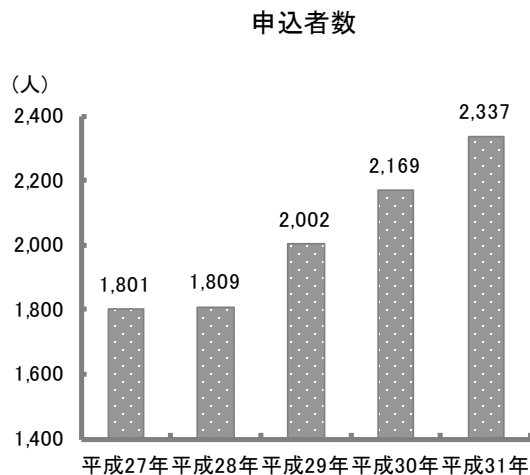
第3章 子育てタウン海老名の特徴

1 待機児童の解消に向けた取り組み

◆ 増加する申込者！

近年、女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増加している状況があります。海老名市においては、就学前の児童数はほぼ横ばいで推移していますが、グラフのように、保育所の申込者は年々増加しています。

その中でも、交通至便な海老名駅周辺地区や相鉄線沿線地区の保育所に申し込みが特に集中しており、保育所に入所を申し込んだにもかかわらず保育所に入所できない「保留者」は、海老名駅周辺の園に集中しています。

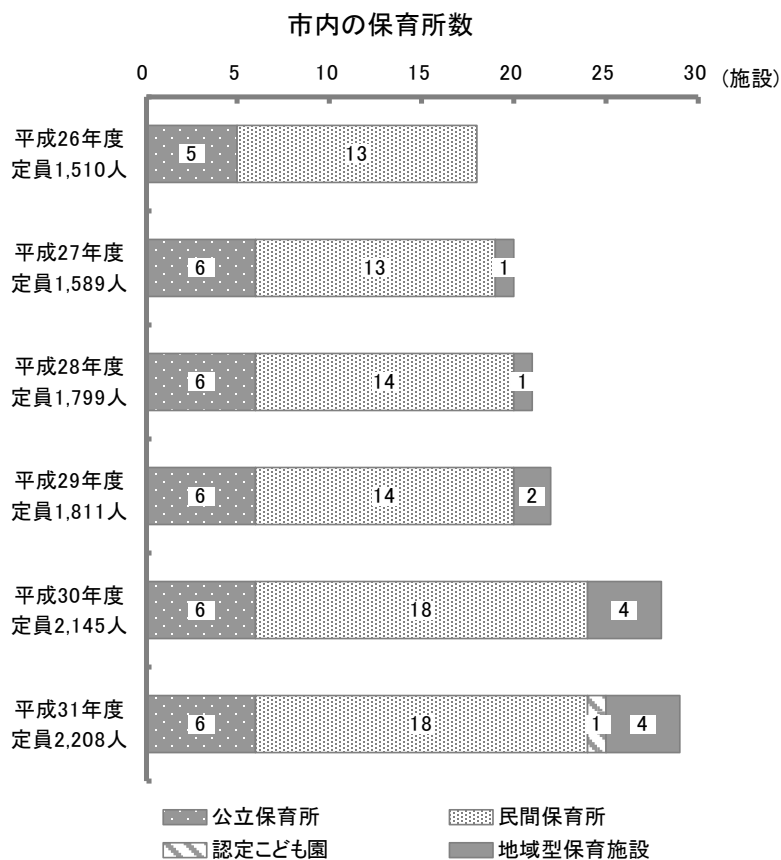


◆ 整備も進行中！

海老名市では、これに対応するため、保育所の新設・増築による施設定員の拡大に努めています。

整備は、申し込みの集中する海老名駅や相鉄線沿線地区を重点的に、かつ、整備は認可保育所にこだわらず、既存の幼稚園の施設を活かした認定こども園や、空き店舗や狭い土地でも設置が可能な小規模保育施設など、活用できる資源を最大限活用する方針で戦略的に進めており、少しでも多くのニーズに対応できるよう取り組んでいます。

この結果、保育所の数は、平成25年度から約1.8倍の28か所まで増設し、少しでも多くのニーズにこたえられるよう整備を進めています。



◆ ソフト面でも支援！

それでもなお、すべての方が入所できる状況にはありません。

そのため、様々なご相談に対応する「保育コンシェルジュ」を配置し、家庭状況や通勤の状況などを細かに聞きとり、自宅の近くだけでなく、通勤途上の保育園や、預かり保育を実施する幼稚園など、別の選択肢も提案し、入園につなげる取り組みを進めています。また、各保育園でも様々な相談にのるよう努め、子育て世帯の支援に取り組んでいます。

その結果、保育所の入所申し込みをしたが入所できなかった「保留者」の数は、平成30年度には、平成27年度に比べ3.5割の71名まで減少しました。しかしながら、平成31年度には、交通至便な海老名駅やかしわ台駅周辺地区での保留者が増加に転じてしまったことから、令和元年10月に海老名駅及びかしわ台駅の近傍に1か所ずつの保育施設を新設し、146名の定員増を図りました。

保留者とは？

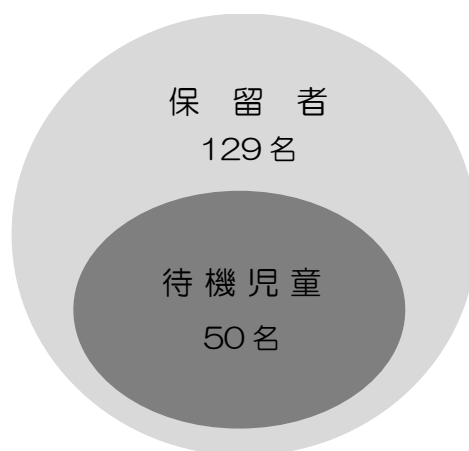
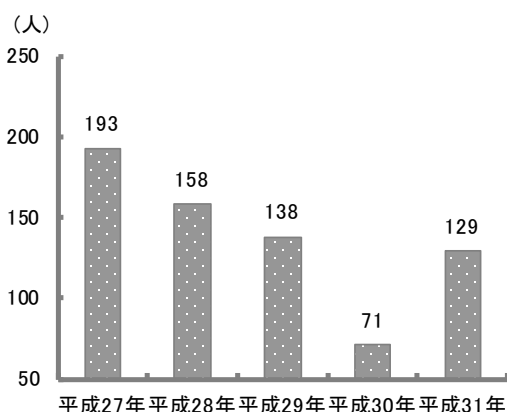
保育所の入所申し込みをしたが入所できなかった者

待機児童とは？

保留者のうち、次の者を除く

- ・特定の園を希望する者
- ・企業主導型保育など他の保育サービスを利用している者

保留者数



2 えびなこどもセンターの取り組み

妊娠・出産期から青少年期まで、子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供することを目的に、子育て支援を所管する部署と教育委員会を集約した施設として、平成30年4月に「保健相談センター」を「えびなこどもセンター」へ名称を変更してリニューアルしました。

今までの「保健相談センター」では、母子保健事業や子どもの予防接種に関することなどを行い、そのほかの子育て支援事業や義務教育に関することは「本庁舎」で行っており、手続きによっては窓口が異なっていました。

リニューアル後は、えびなこどもセンターへ関係部署を集約し、スムーズな手続きを可能としました。

1Fフロア

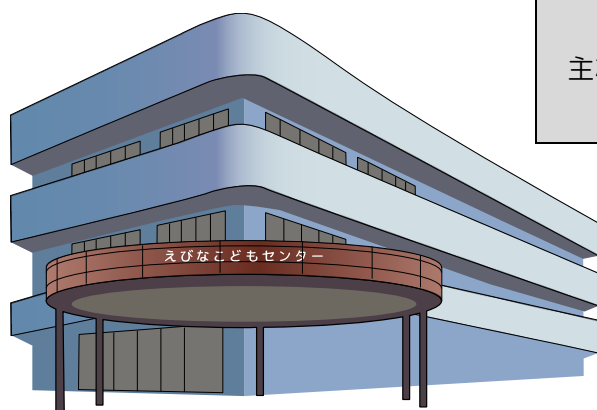
事務室	こども育成課、保育・幼稚園課
主な事業	施設の維持管理
	母子保健事業、予防接種事業、ひとり親支援事業
	保育所・幼稚園や病後児保育に関すること

2Fフロア

事務室	教育総務課、就学支援課、教育支援課、学び支援課
主な事業	学校施設の管理、文化財の保存に関すること
	児童生徒の入学、学校給食に関すること
	教職員への指導・研修、学習内容に関すること
	学童保育、図書館に関すること
	若者悩み相談に関すること

3Fフロア

事務室	子育て相談課
主な事業	子育て支援センター（はぐはぐ広場など）
	ファミリー・サポート・センター
	こども家庭相談



3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の一覧

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」と「確保方策」を設定することとされています。

平成31年1月に実施した「ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ「量の見込み」を算出するとともに、それに対応するための「確保方策」を定めています。

量の見込みと確保方策を定める教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業は以下の項目となります。

なお、これらの事業の提供区域については、本市の市域が比較的狭く、教育・保育施設の全園が通園範囲になりうるため、市全域を1つの区域とします。

教育・保育施設				
No.	対象事業		事業の所管課	該当ページ
1	1号認定【実人数】	教育施設（認定こども園及び幼稚園）	保育・幼稚園課	48
	2号認定【実人数】	教育施設（幼稚園）		
		保育施設（認定こども園及び保育所）		
	3号認定【実人数】	保育施設（認定こども園及び保育所）		

地域子ども・子育て支援事業				
No.	対象事業		事業の所管課	該当ページ
2	時間外保育事業（延長保育）【実人数】		保育・幼稚園課	49
3	病児・病後児保育事業【延人数】			49
4	一時預かり事業【延人数】	幼稚園		49
		保育園		49
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）【延人数】			49
6	利用者支援事業【施設数】			50
7	放課後児童健全育成事業（学童保育）【実人数】		学び支援課	50
8	地域子育て支援拠点事業【延人数】		子育て相談課	51
9	養育支援訪問事業【実人数】			51
10	子育て援助活動支援事業（ファミサポ）【延人数】			51
11	妊婦健康診査事業【実人数】		こども育成課	52
12	乳児家庭全戸訪問事業【実人数】			

4 量の見込みと確保方策

【 No. 1 教育・保育施設 】

① 保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業（3号認定－0歳児） 【単位：人】

推計児童数 （0歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,071	1,057	1,035	1,019	1,005
量の見込み（需要量）	129	127	125	123	121
施設定員（供給量）	178	181	189	207	207
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	3	3	8	18	0

② 保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業（3号認定－1・2歳児） 【単位：人】

推計児童数 （1～2歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,216	2,202	2,168	2,125	2,084
量の見込み（需要量）	1,089	1,082	1,065	1,044	1,024
施設定員（供給量）	813	841	953	1,052	1,052
不足人数（乖離量）	-276	-241	-112	0	0
確保人数（追加量）	115	28	112	99	0

③ 教育施設（認定こども園及び幼稚園）（1号認定－3～5歳児（就学前）） 【単位：人】

推計児童数 （3～5歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,432	3,402	3,372	3,361	3,318
量の見込み（需要量）	1,401	1,389	1,377	1,372	1,355
施設定員（供給量）	2,012	2,012	1,922	1,922	1,922
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	-90	0	0

④ 教育施設（幼稚園）（2号認定－3～5歳児（就学前）） 【単位：人】

推計児童数 （3～5歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,432	3,402	3,372	3,361	3,318
量の見込み（需要量）	0	0	0	0	0
施設定員（供給量）	0	0	0	0	0
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

⑤ 保育施設（認定こども園及び保育所）（2号認定－3～5歳児（就学前）） 【単位：人】

推計児童数 （3～5歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,432	3,402	3,372	3,361	3,318
量の見込み（需要量）	1,738	1,723	1,708	1,702	1,680
施設定員（供給量）	1,457	1,457	1,601	1,709	1,709
不足人数（乖離量）	-281	-266	-107	0	0
確保人数（追加量）	177	0	144	108	0

【 No.2 時間外保育事業（延長保育） 】

【単位：人】

推計児童数 (未就学児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,719	6,661	6,575	6,505	6,407
量の見込み（需要量）	321	318	314	311	306
利用可能人数（供給量）	484	491	509	552	591
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	37	7	18	43	39

【 No.3 病児・病後児保育事業 】

【単位：人回】

推計児童数 (0歳～小学校3年生)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,268	10,202	10,118	9,973	9,842
量の見込み（需要量）	291	289	286	283	280
利用可能人数（供給量）	735	1,000	1,500	1,500	1,500
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	265	500	0	0

【 No.4 一時預かり事業 】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【単位：人回】

推計児童数 (3～5歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,432	3,402	3,372	3,361	3,318
量の見込み（需要量）	21,442	21,254	21,067	20,998	20,730
利用可能人数（供給量）	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

② 保育所における一時預かり事業

【単位：人回】

推計児童数 (未就学児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,719	6,661	6,575	6,505	6,407
量の見込み（需要量）	12,858	12,747	12,583	12,449	12,261
利用可能人数（供給量）	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

【 No.5 子育て短期支援事業（ショートステイ） 】

【単位：人回】

推計児童数 (未就学児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,719	6,661	6,575	6,505	6,407
量の見込み（需要量）	121	120	119	117	116
利用可能人数（供給量）	0	0	240	240	240
不足人数（乖離量）	-121	-120	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	240	0	0

【 No.6 利用者支援事業 】

【単位：か所】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
窓口設置数	1	1	1	1	1

【 No.7 放課後児童健全育成事業（学童保育） 】

① 1年生

【単位：人】

推計児童数 （6歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,199	1,172	1,162	1,125	1,140
量の見込み（需要量）	487	481	478	470	468
施設定員（供給量）	399	412	425	437	450
不足人数（乖離量）	-88	-69	-53	-33	-18
確保人数（追加量）	13	13	12	13	13

② 2年生

【単位：人】

推計児童数 （7歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,160	1,204	1,176	1,165	1,128
量の見込み（需要量）	429	425	422	415	414
施設定員（供給量）	352	364	375	386	397
不足人数（乖離量）	-77	-61	-47	-29	-17
確保人数（追加量）	12	11	11	11	11

③ 3年生

【単位：人】

推計児童数 （8歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,190	1,165	1,205	1,178	1,167
量の見込み（需要量）	393	389	386	379	378
施設定員（供給量）	323	333	343	353	364
不足人数（乖離量）	-70	-56	-43	-26	-14
確保人数（追加量）	10	10	10	11	10

④ 4年生

【単位：人】

推計児童数 （9歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,238	1,194	1,169	1,210	1,182
量の見込み（需要量）	263	261	259	254	254
施設定員（供給量）	216	223	230	237	244
不足人数（乖離量）	-47	-38	-29	-17	-10
確保人数（追加量）	7	7	7	7	7

⑤ 5年生

【単位：人】

推計児童数 （10歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,212	1,243	1,195	1,170	1,212
量の見込み（需要量）	211	209	208	204	203
施設定員（供給量）	173	178	184	190	195
不足人数（乖離量）	-38	-31	-24	-14	-8
確保人数（追加量）	5	6	6	5	6

⑥ 6年生

【単位：人】

推計児童数 (11歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,248	1,217	1,243	1,198	1,172
量の見込み（需要量）	124	122	122	119	119
施設定員（供給量）	102	105	108	112	115
不足人数（乖離量）	-22	-17	-14	-7	-4
確保人数（追加量）	3	3	4	3	3

最大不足人数から算出した追加施設数

R2年度1年生から6年生までの不足合計	342人
1施設単位の基準人数	約35～40人
追加施設数	約9～10施設

【 No.8 地域子育て支援拠点事業 】

【単位：人回】

推計児童数 (0～2歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,287	3,259	3,203	3,144	3,089
量の見込み（需要量）	42,403	42,042	41,320	40,559	39,849
利用可能人数（供給量）	42,403	42,042	41,320	40,559	39,849
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

【 No.9 養育支援訪問事業 】

【単位：人回】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（需要量）	24	24	24	24	24
利用可能人数（供給量）	24	24	24	24	24
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

【 No.10 子育て援助活動支援事業（ファミサポ） 】

① 5歳児が将来低学年になったとき

【単位：人回】

推計児童数 (未就学児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,165	1,159	1,122	1,135	1,127
量の見込み（需要量）	182	180	172	173	171
利用可能人数（供給量）	182	180	172	173	171
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

② 就学児

【単位：人回】

推計児童数 (未就学児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,247	7,195	7,150	7,046	7,001
量の見込み（需要量）	783	775	767	751	743
利用可能人数（供給量）	783	775	767	751	743
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

【 No.11 妊婦健康診査事業 】

【単位：人回】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（需要量）	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
利用可能人数（供給量）	17,220	17,220	17,220	17,220	17,220
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0

【 No.12 乳児家庭全戸訪問事業 】

【単位：人】

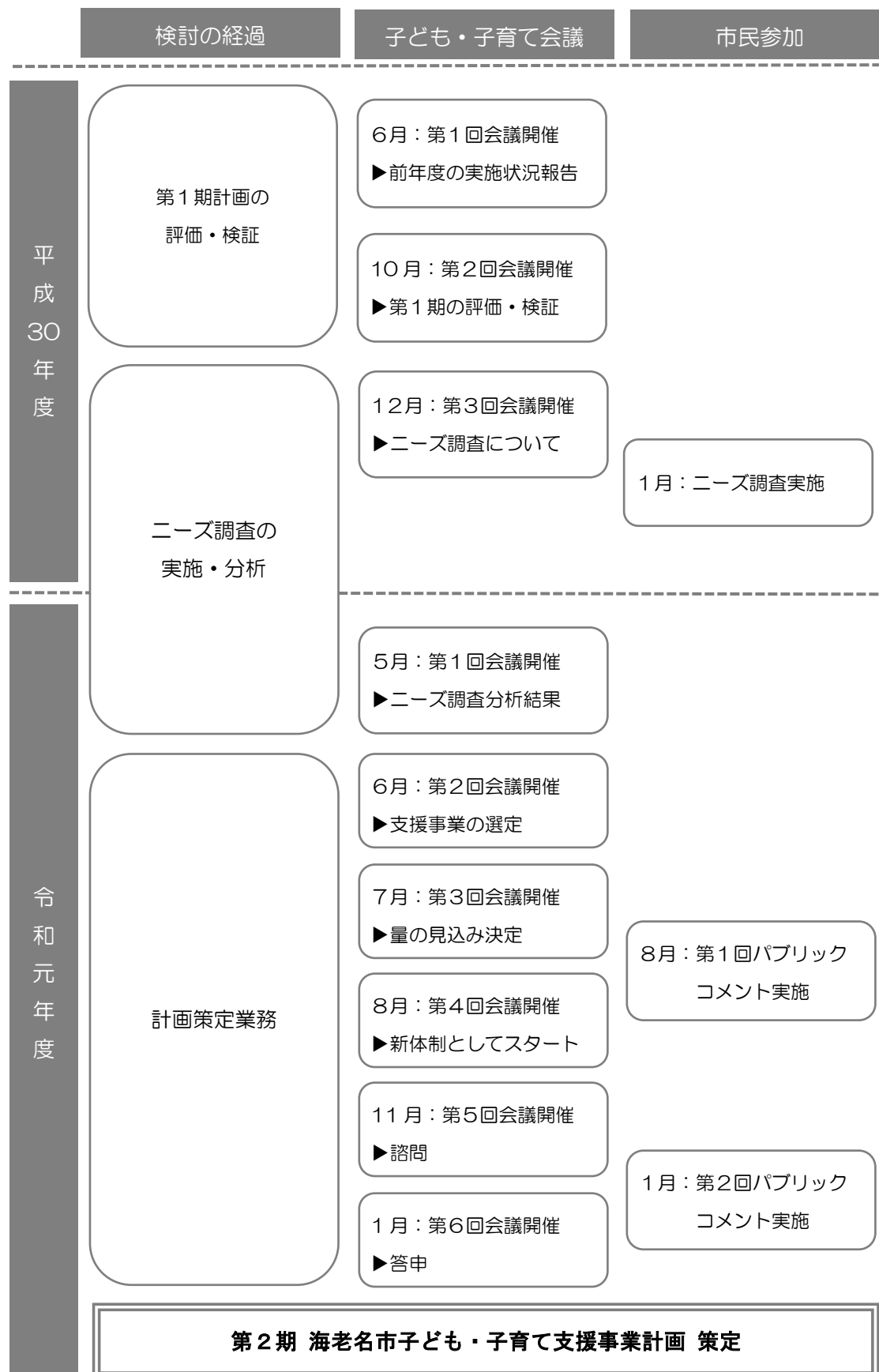
推計児童数 （0歳児）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,071	1,057	1,035	1,019	1,005
量の見込み（需要量）	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
利用可能人数（供給量）	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
不足人数（乖離量）	0	0	0	0	0
確保人数（追加量）	0	0	0	0	0



第4章 資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定までの流れ



（２）子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海老名市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

（３）ニーズ調査の実施

子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などを把握し、現在子育て中の皆様の「ニーズ」を集計・分析し、その結果を計画に反映することを目的に実施しました。

① 調査の期間

平成31年1月11日～1月24日

② 調査の種類

就学前児童用：0歳から6歳までの小学校に上がる前の児童を対象
小学生用：小学校児童を対象

③ 回収の状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	5,503 通	3,102 通	56.4%
小学生用	2,248 通	1,164 通	51.8%

（４）パブリックコメント

① 第1回パブリックコメント

実施期間	令和元年8月1日～8月30日
趣 旨	第2期計画の骨子案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
意見数	1件（1名）

② 第2回パブリックコメント

実施期間	令和元年12月16日～令和2年1月15日
趣 旨	第2期計画の案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
意見数	13件（6名）

【海老名市子ども・子育て会議条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市子ども・子育て会議の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海老名市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 事業主を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 学識経験者

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日 額	8,700
-------------	-----	-------

【海老名市子ども・子育て会議委員名簿】

職	氏名	選出区分
委員長	梅 崎 玲 子	学 識 経 験 者
副委員長	中 尾 隆 徳	労 働 者 代 表
委 員	水 上 信 一	事 業 主 代 表
	米 山 稔	関 連 事 業 者
	小 島 良 之	関 連 事 業 者
	櫻井 慶一郎	関 連 事 業 者
	渡 部 洋 子	関 連 事 業 者
	鍵渡 香代子	関 連 事 業 者
	坪 井 初 音	学 識 経 験 者
	白 倉 博 子	学 識 経 験 者
	遠 藤 俊 枝	学 識 経 験 者
	難 波 光 子	学 識 経 験 者
	畔 上 由 紀	市 民 公 募
	久 保 美 絵	市 民 公 募
	西 國 佐 知	市 民 公 募

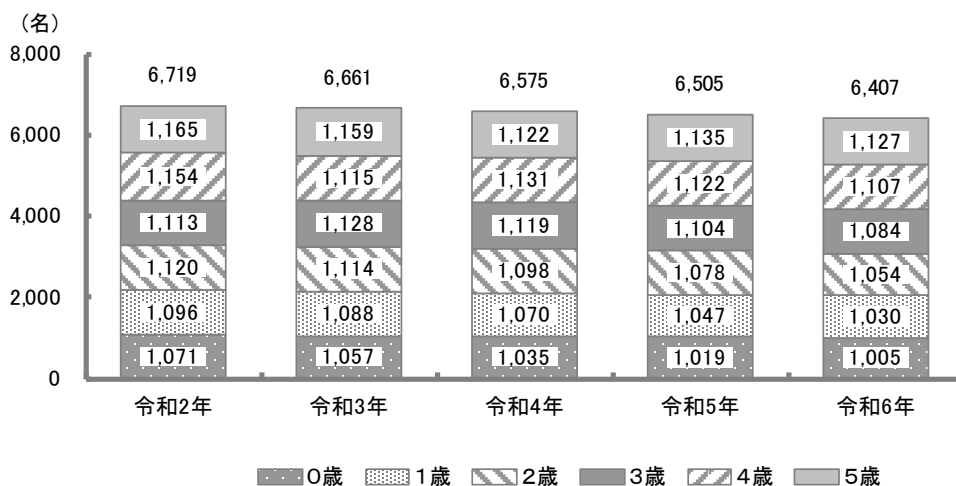
2 データからみる海老名市の現状

(1) 将来の子どもの人口推移

① 未就学児の推移

海老名市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少していくと推測されます。特に2歳の減少率が高くなるとみられます。

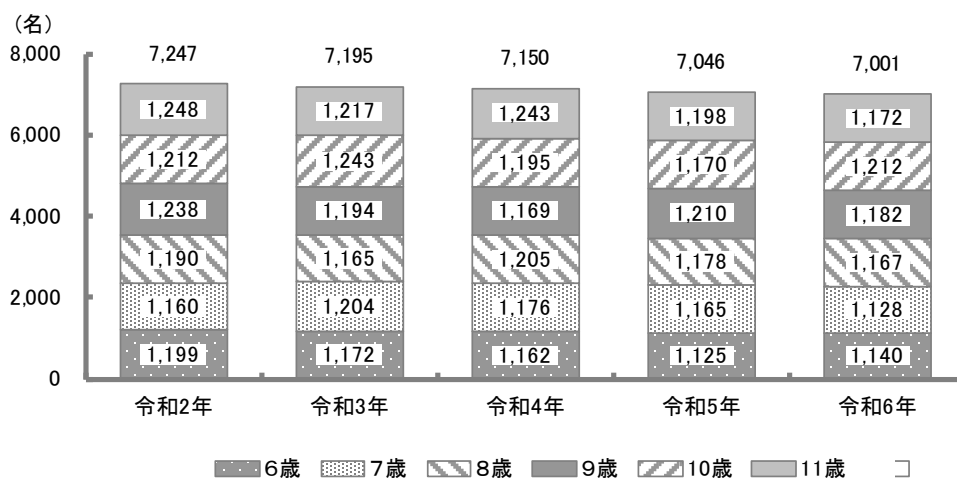
将来の子どもの人口推移（未就学児）



② 就学児の推移

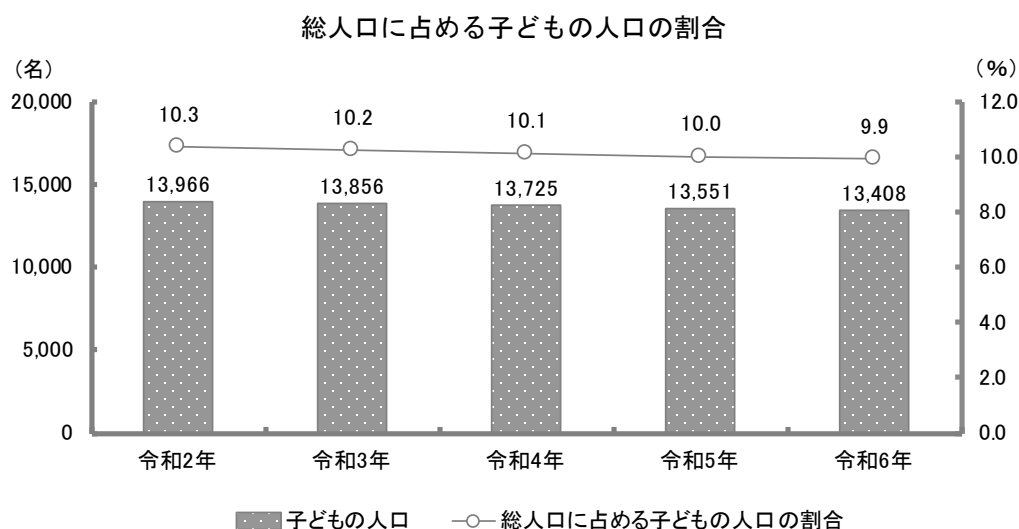
海老名市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少していくと推測されます。

将来の子どもの人口推移（就学児）



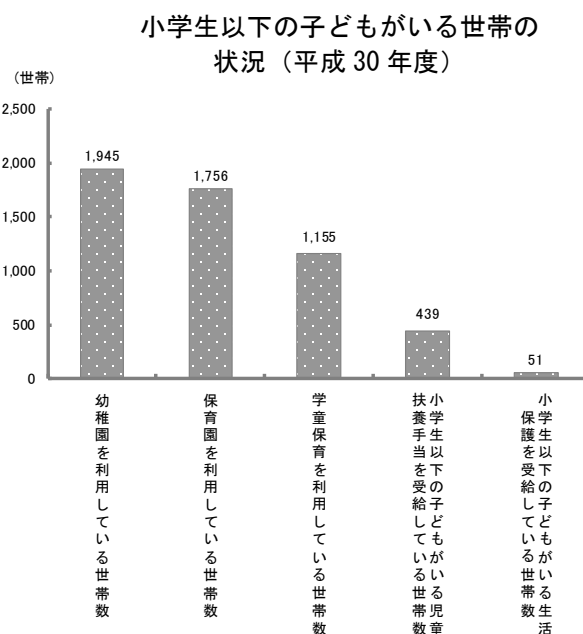
③ 総人口に対する子どもの人口の割合

海老名市の将来の人口推移は、令和元年度をピークに、その後は年々減少することが推計されます。海老名市の総人口に対する子どもの人口の割合でみると、令和6年には1割を切ると推計されます。



(2) 世帯の状況

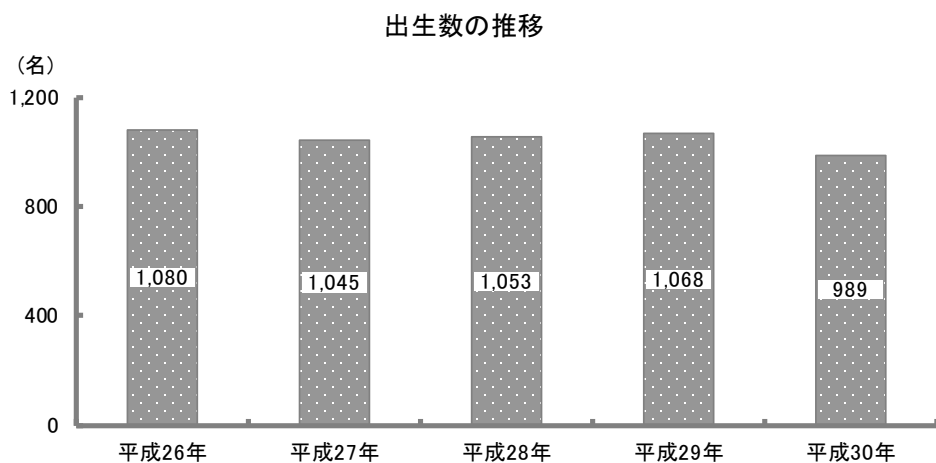
海老名市の平成30年度の世帯の状況をみると、一般世帯数のうち、幼稚園を利用している世帯数(1,945世帯)が最も多く、次いで保育園を利用している世帯数(1,756世帯)、学童保育を利用している世帯数(1,155世帯)、小学生以下の子どもがいる児童扶養手当を受給している世帯数(439世帯)、小学生以下の子どもがいる生活保護を受給している世帯数(51世帯)となっています。



(3) 出生の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 出生数の推移

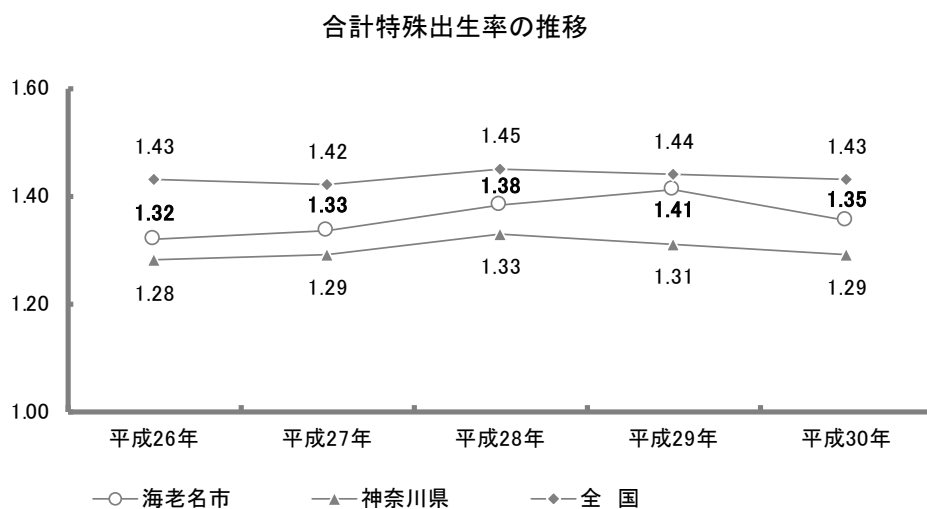
海老名市の出生数は減少傾向であり、平成30年で989名と過去5年間で約1割減少しています。



資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

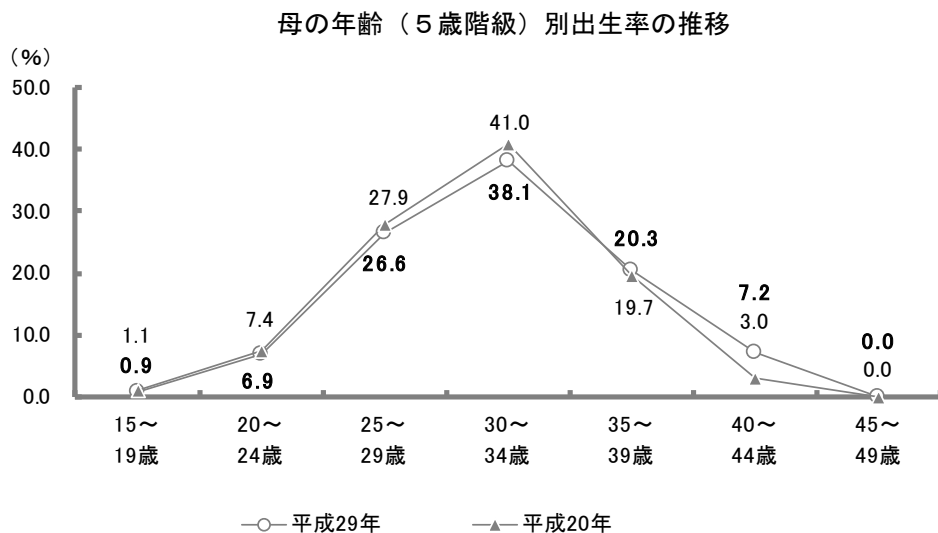
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。海老名市の合計特殊出生率は、それまで増加傾向であった平成29年より減少して、平成30年で1.35となっています。また、神奈川県より高い値で、全国よりは低い値で推移しています。



資料：衛生統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

海老名市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

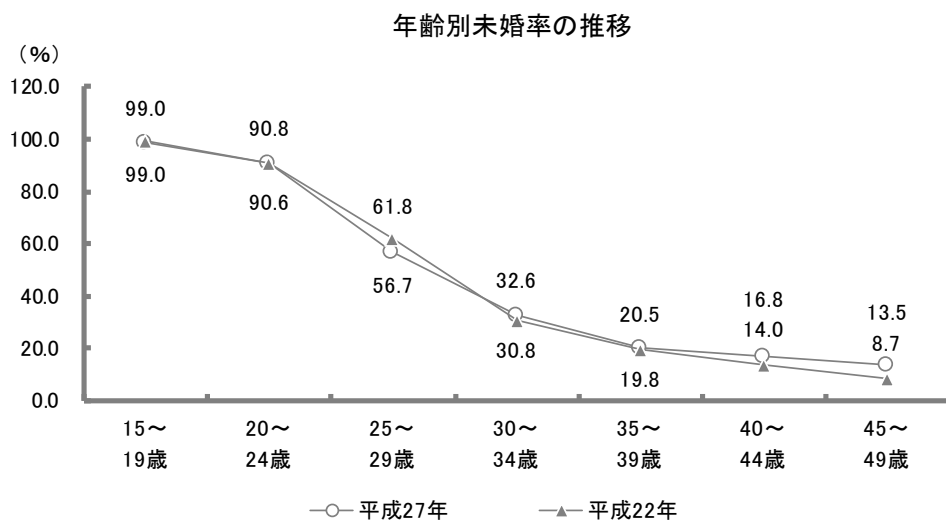


資料：衛生統計年報

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

海老名市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で30歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

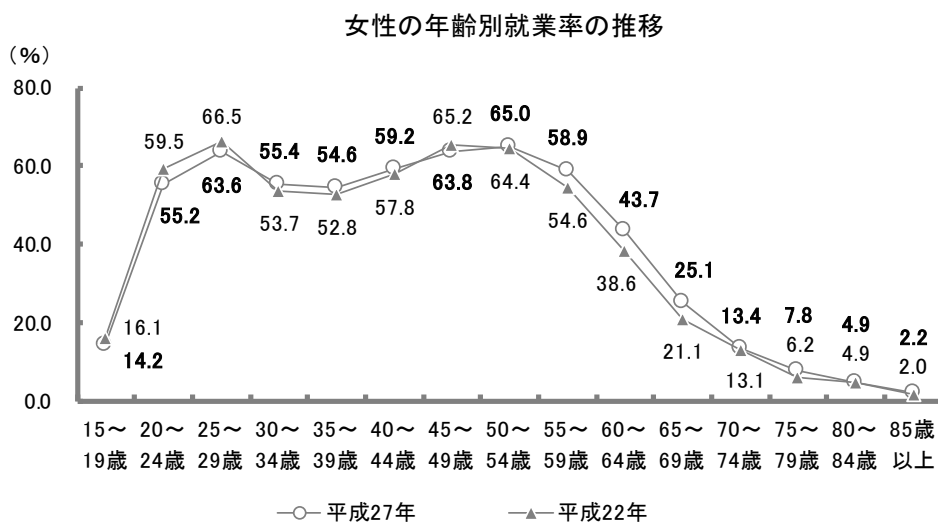


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

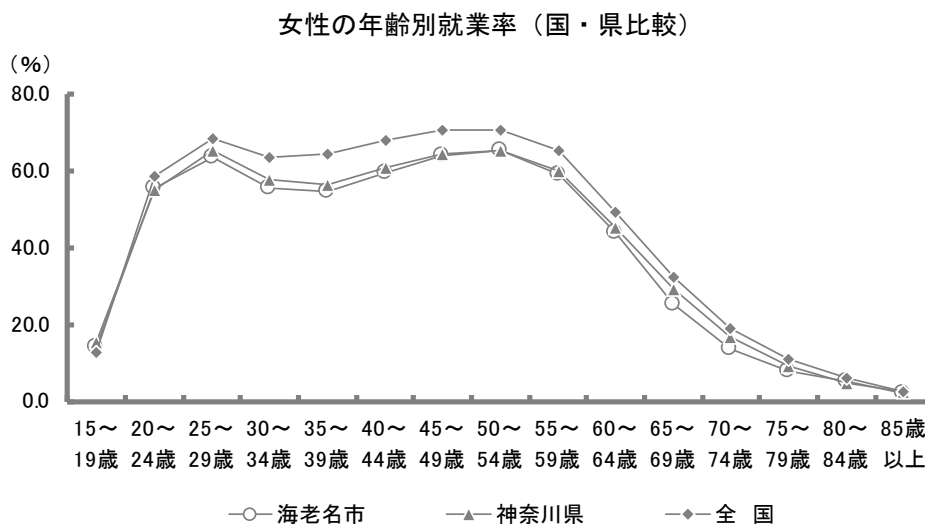
海老名市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

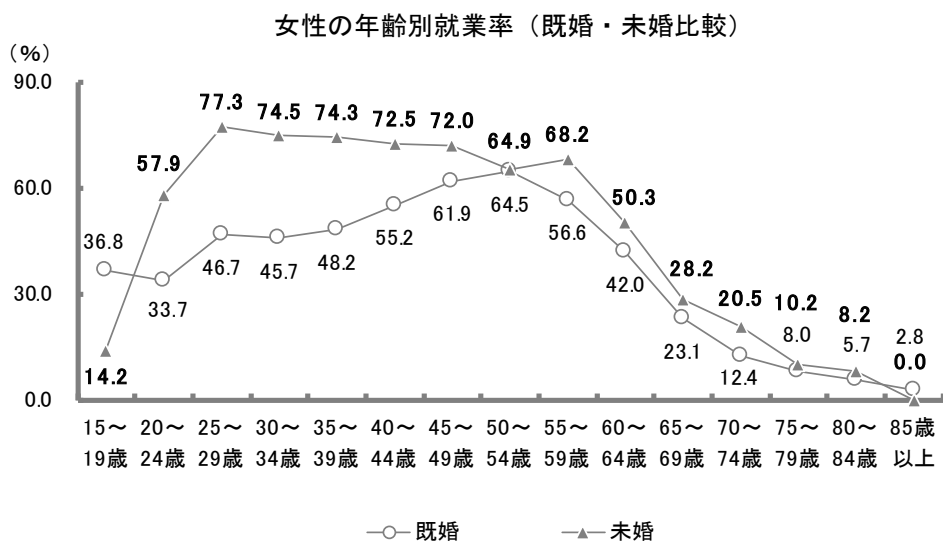
海老名市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、神奈川県より低い値となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

海老名市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



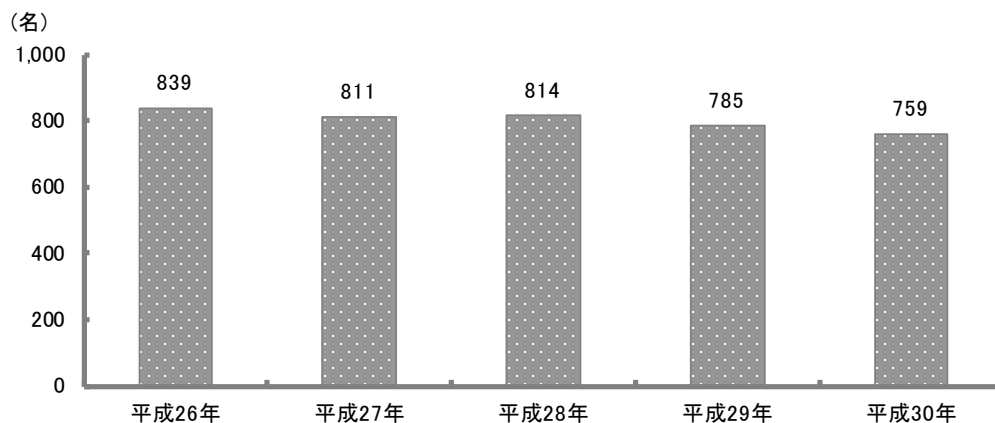
資料：国勢調査（平成27年）

(6) その他の状況

① 児童扶養手当の受給者数の推移

海老名市の児童扶養手当の受給者数の推移をみると、子どもの人口の減少に伴い減少傾向で推移しています。

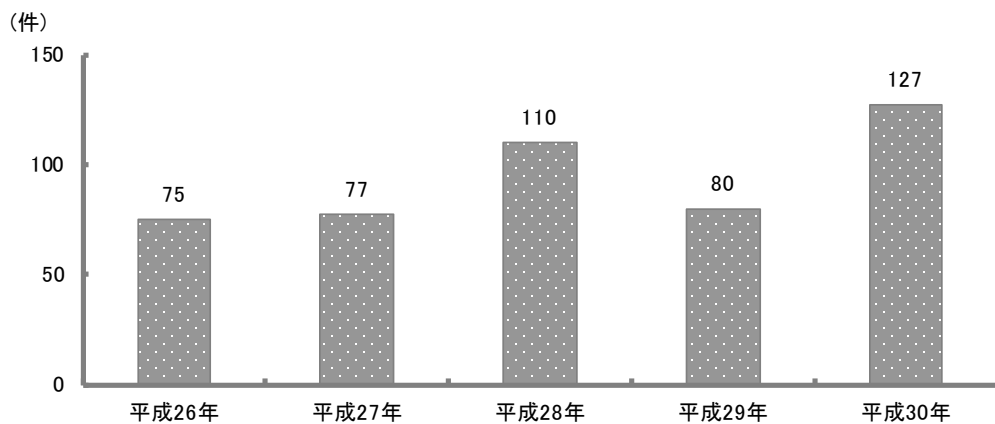
児童扶養手当の受給者数の推移



② 児童虐待受理件数の推移

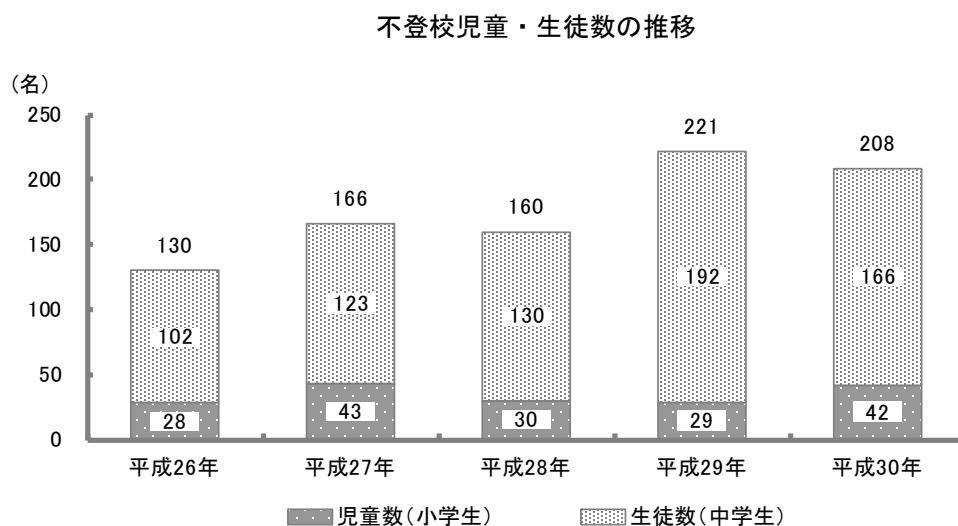
海老名市の児童虐待受理件数の推移をみると、平成28年に大きく増加したものの、平成29年に一度減少し、平成30年に再び大きく増加しています。

児童虐待受理件数の推移



③ 不登校児童・生徒数の推移

海老名市の不登校児童・生徒数の推移をみると、児童数（小学生）、生徒数（中学生）ともに増減を繰り返しながら増加傾向となっており、平成30年で児童数（小学生）が42名、生徒数（中学生）が166名となっています。

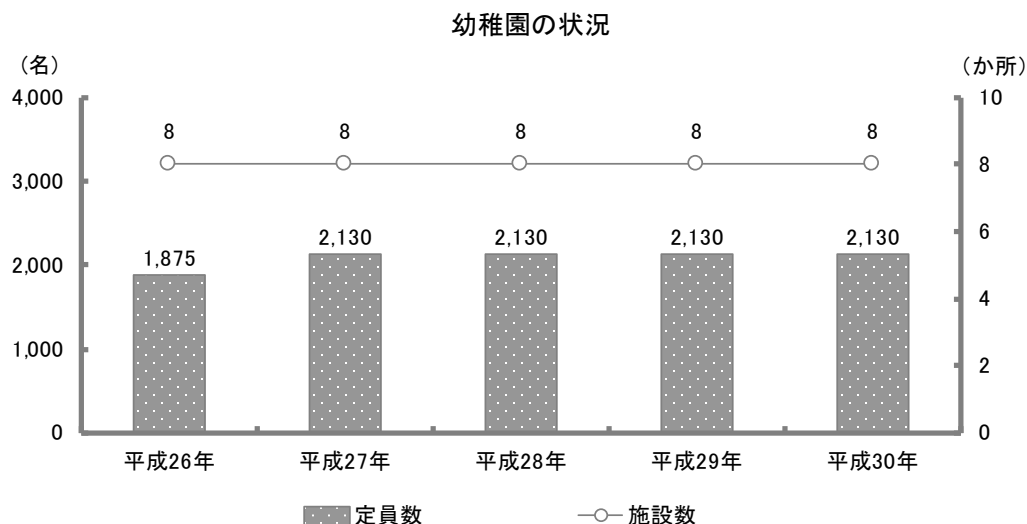


3 教育・保育の提供状況

(1) 教育・保育サービス等の状況

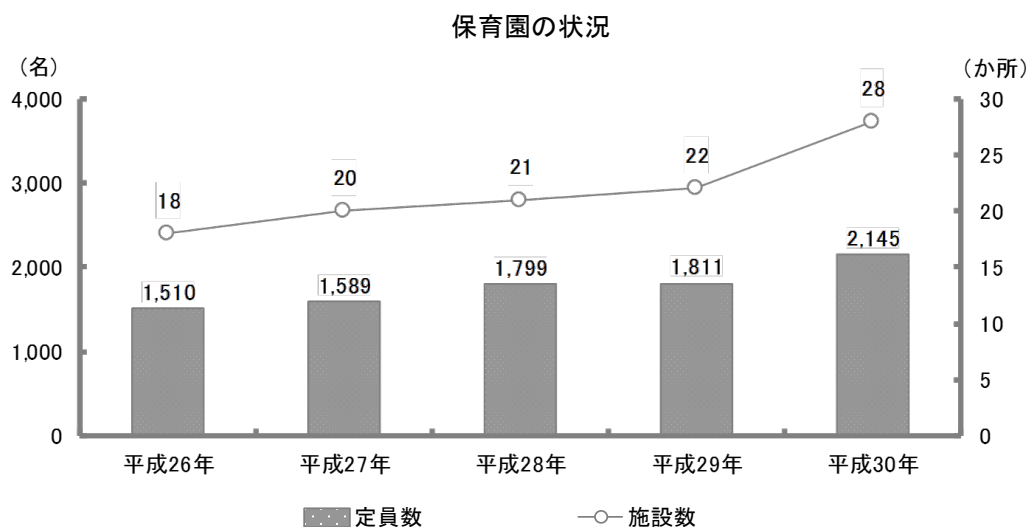
① 幼稚園の状況

海老名市の幼稚園の定員数は平成27年に拡充が図られ、8か所2,130名の定員数が確保されています。



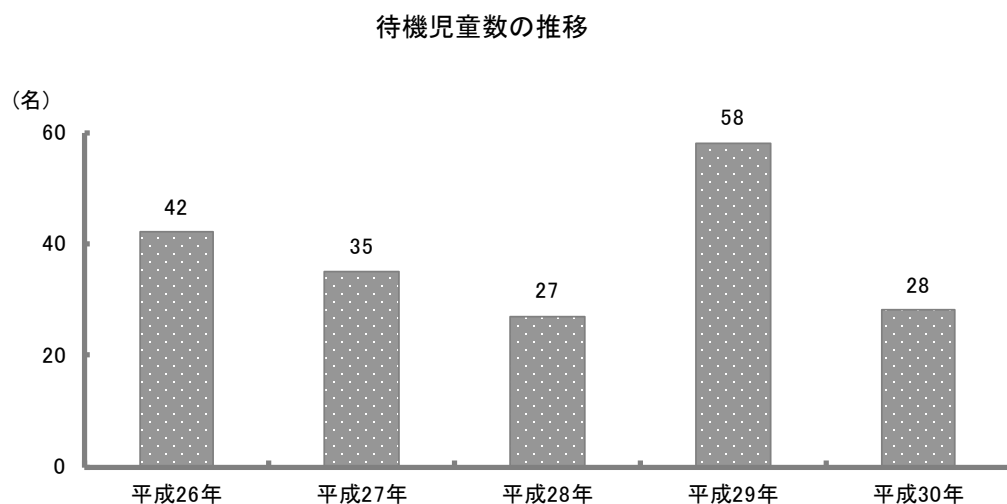
② 保育園の状況

海老名市の保育園は年々拡充が図られており、平成30年は28か所2,145名の定員数が確保されています。



③ 待機児童数の推移

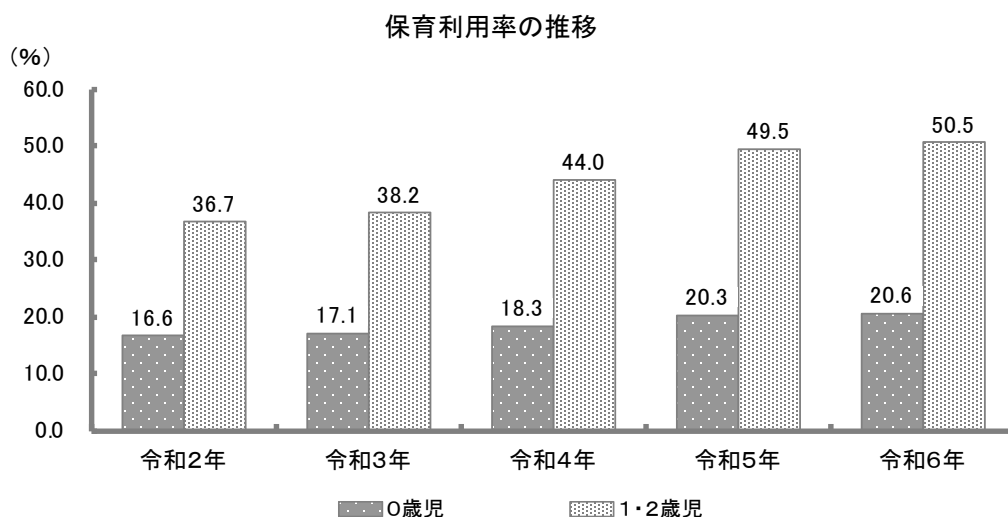
海老名市の待機児童数の推移をみると、平成26年以降、平成28年にかけて減少していましたが、平成29年に大きく増加し、平成30年に再び減少しています。



④ 保育利用率の状況

保育利用率とは、海老名市の満3歳未満の子どもを、どれだけ市内の保育所で受け入れることができるかを示した割合です。

算出方法	
保育利用率	$= \frac{\text{海老名市の満3歳未満の子どもを受け入れることができる保育所の総定員数}}{\text{海老名市の満3歳未満の子どもの数（将来人口推計）}}$



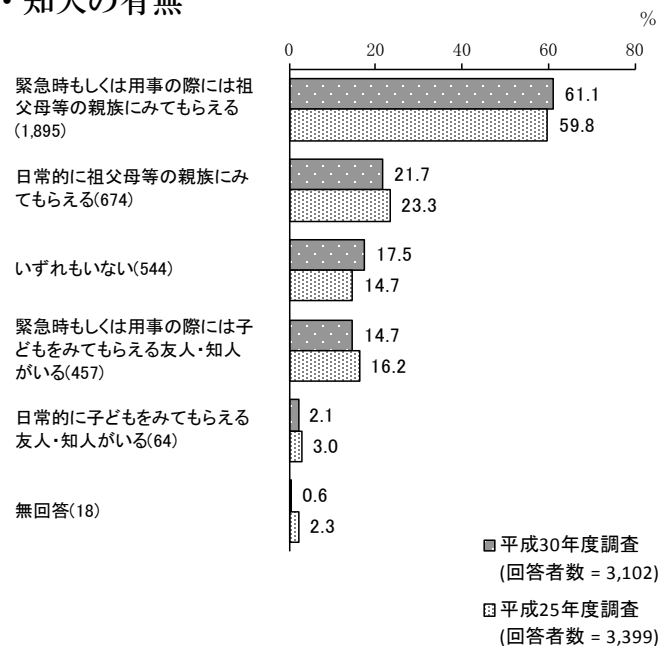
4 アンケート調査等からみる子どもの状況

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が61.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が21.7%となっています。

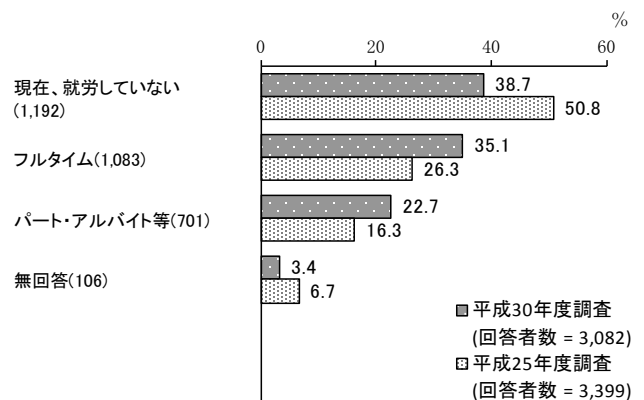
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



② 母親の就労状況

「現在、就労していない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「フルタイム」の割合が35.1%、「パート・アルバイト等」の割合が22.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム」の割合が増加しています。一方、「現在・就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

現在の就労状況が「パート・アルバイト等」と回答された方の中では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が51.6%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.4%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。

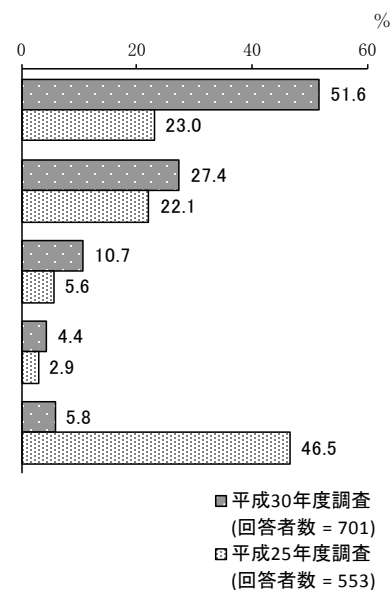
パート・アルバイト等の就労を
続けることを希望(362)

フルタイムへの転換希望はある
が、実現できる見込みはない
(192)

フルタイムへの転換希望があ
り、実現できる見込みがある
(75)

パート・アルバイト等をやめて子
育てや家事に専念したい(31)

無回答(41)



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

現在の就労状況が「就労していない」と回答された方の中では、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」の割合が49.1%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が21.3%となっています。

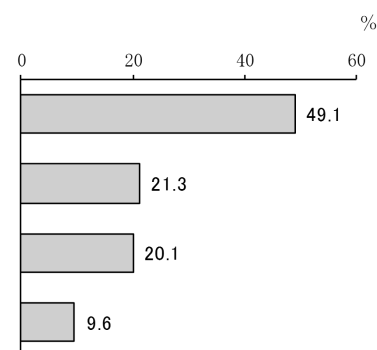
回答者数 = 1,192

1年より先、一番下の子どもが
□□歳になったころに就労した
い(585)

子育てや家事などに専念したい
(就労の予定はない)(254)

すぐにでも、もしくは1年以内に
就労したい(239)

無回答(114)

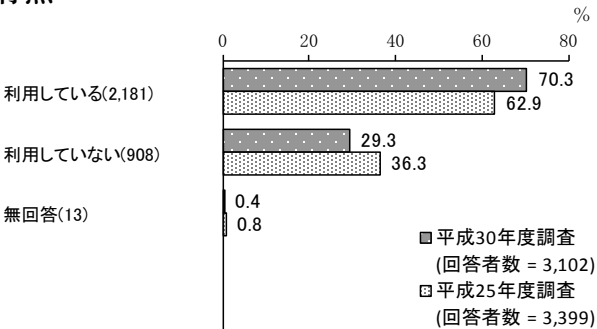


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

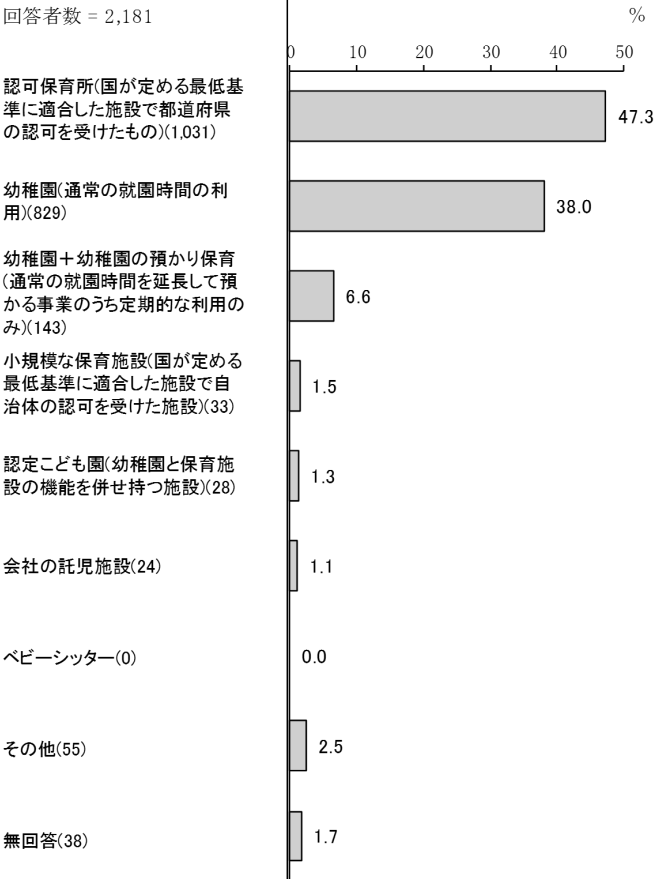
「利用している」の割合が70.3%、「利用していない」の割合が29.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けたもの）」の割合が47.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が38.0%となっています。

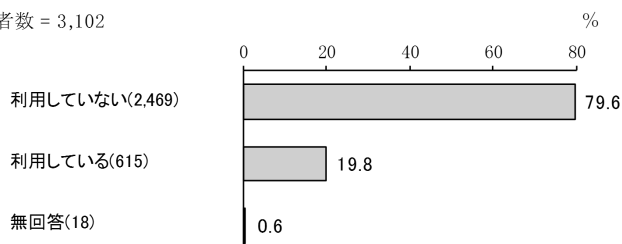


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

現在の子育て支援センター（地域版含む）の利用状況については、「利用していない」の割合が79.6%と最も高く、次いで「利用している」の割合が19.8%となっています。

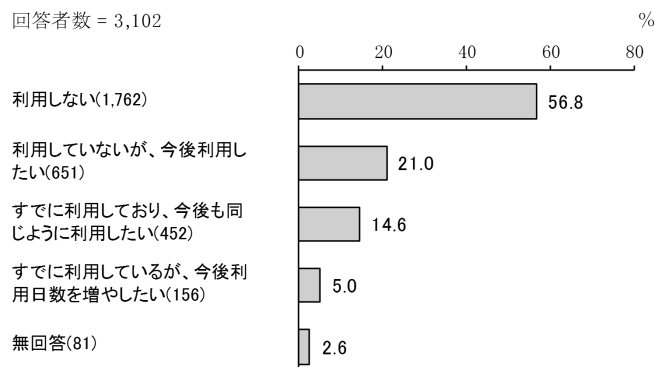
回答者数 = 3,102



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の子育て支援センター（地域版含む）の利用希望については、「利用しない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.0%となっています。

回答者数 = 3,102

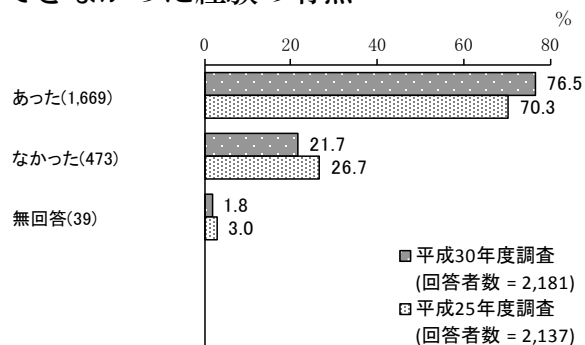


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が76.5%、「なかった」の割合が21.7%となっています。

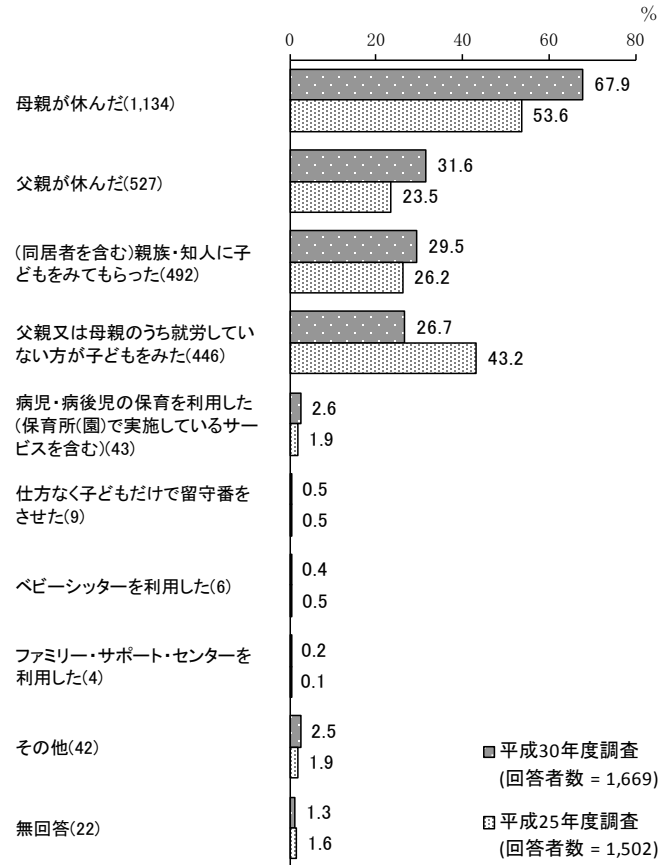
平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

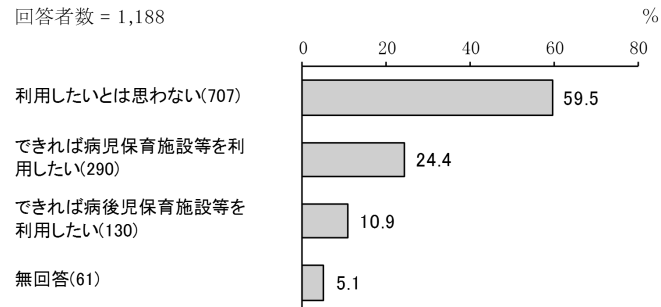
「母親が休んだ」の割合が67.9%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が31.6%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が29.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」、「父親が休んだ」、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。



③ 保護者が休んだ際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思うか

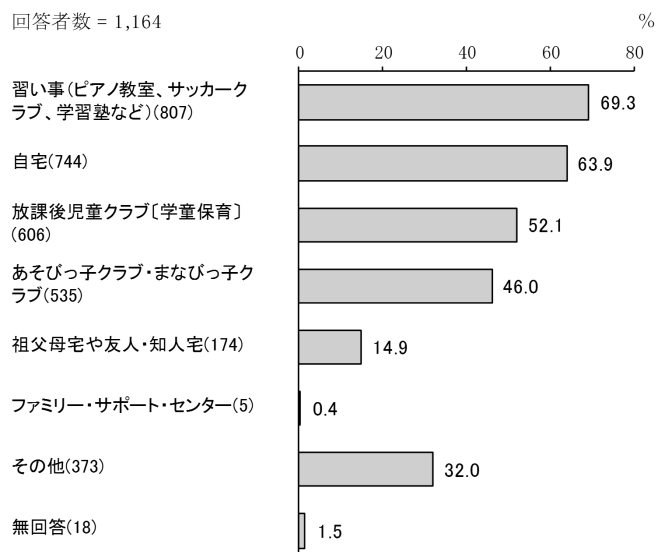
「利用したいとは思わない」の割合が59.5%と最も高く、次いで「できれば病児保育施設等を利用したい」の割合が24.4%、「できれば病後児保育施設等を利用したい」の割合が10.9%となっています。



(5) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が69.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が63.9%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が52.1%となっています。

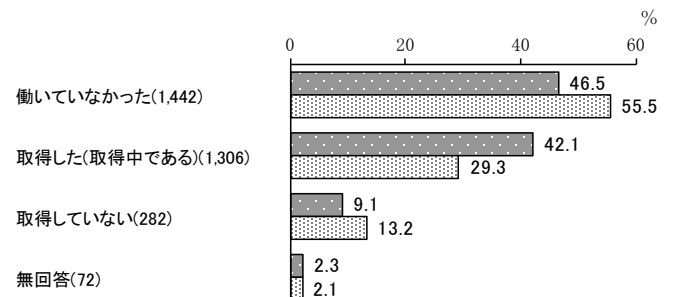


（６）育児休業制度の利用状況について・・・・・・・・

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が46.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が42.1%、「取得していない」の割合が9.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



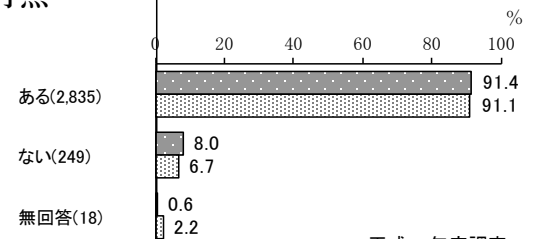
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 3,102)
▨ 平成25年度調査
(回答者数 = 3,399)

（７）相談の状況について・・・・・・・・

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「ある」の割合が91.4%、「ない」の割合が8.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

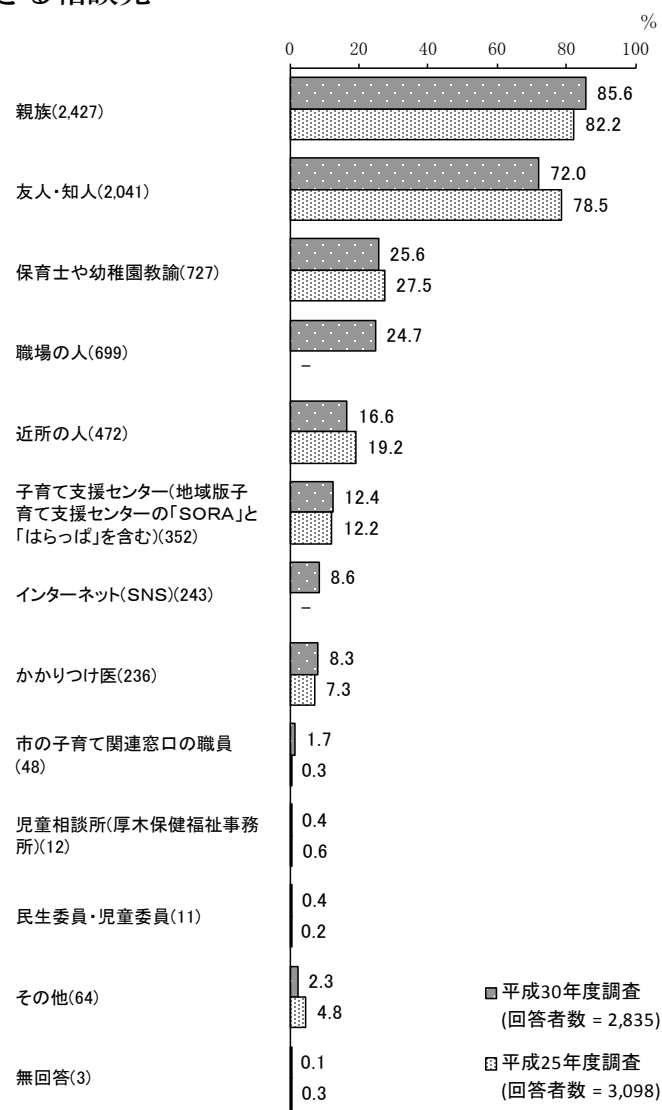


■ 平成30年度調査
(回答者数 = 3,102)
▨ 平成25年度調査
(回答者数 = 3,399)

② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「親族」の割合が85.6%と最も高く、
次いで「友人・知人」の割合が72.0%、
「保育士や幼稚園教諭」の割合が
25.6%となっています。

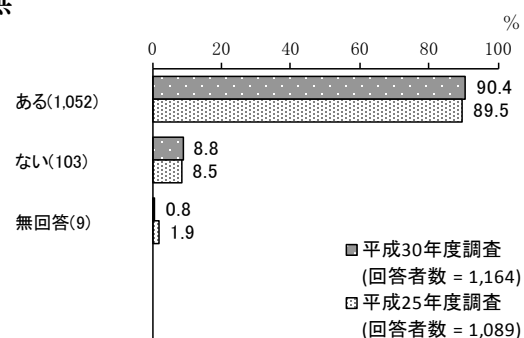
平成25年度調査と比較すると、「友
人・知人」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「ある」の割合が90.4%、「ない」の
割合が8.8%となっています。

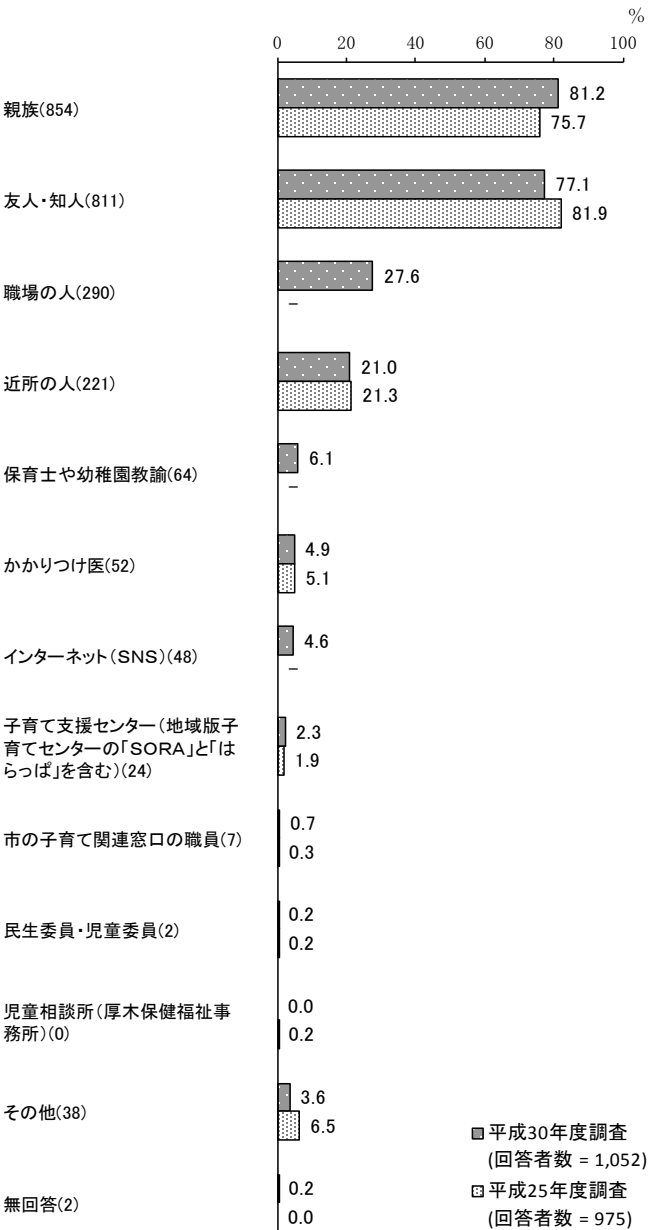
平成25年度調査と比較すると、大
きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「親族」の割合が81.2%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が77.1%、「職場の人」の割合が27.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「親族」の割合が増加しています。一方、「友人・知人」の割合が減少しています。

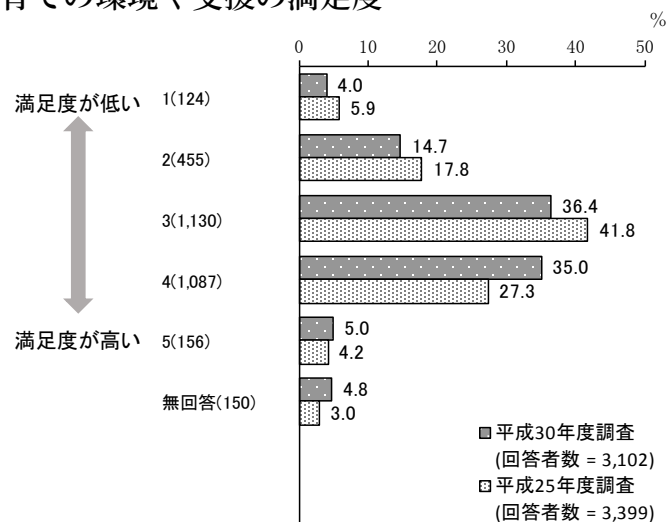


(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が36.4%と最も高く、次いで「4」の割合が35.0%、「2」の割合が14.7%となっています。

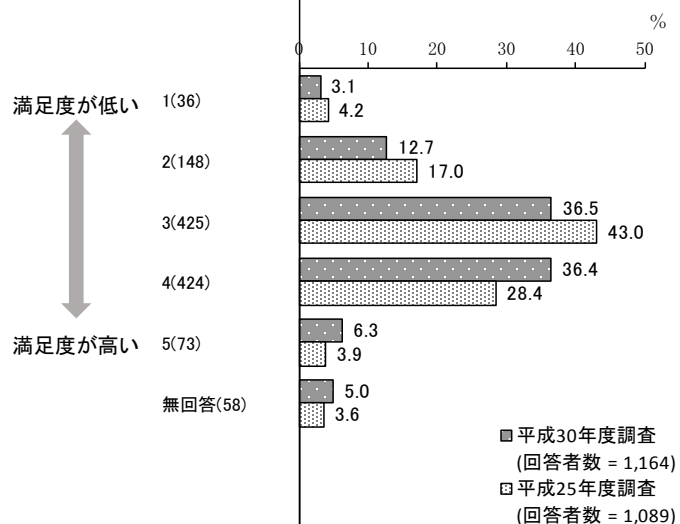
平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。一方、「3」の割合が減少しています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が36.5%と最も高く、次いで「4」の割合が36.4%、「2」の割合が12.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。一方、「3」の割合が減少しています。



5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 第1期計画の量の見込み及び確保方策の評価・・・・・・・・

① 教育・保育施設事業

ニーズ調査に基づき量の見込みを決定したが、実績値との乖離が生じたため、平成29年度中に「えびな待機児童解消プラン」を改訂した。

② 地域子ども・子育て支援事業

病後児保育事業については、平成30年度までの4年間で利用者数が170%増となっており、受け入れ態勢を強化し、保護者の利便性向上を図った。

また、北部・東部・南部に地域版子育て支援センターをそれぞれ開設し、子育て中の親子の交流を促進した。

ファミサポ事業においては、多様化する保護者のニーズに柔軟に対応し、最適な援助会員をマッチングするよう努めた。

妊婦健診の受診者数は年度によりばらつきはあるが、平成31年度からは1歳6か月健診（歯科）を個別健診化し、保護者の利便性向上を図った。

養育支援訪問事業は、例年20名前後の家庭が利用しており、家事支援員や保育士などを派遣して支援している。

(2) 事業実施状況からの評価・・・・・・・・

事業を所管する担当課評価（平成27～30年度の4か年度）

A	B	C	
6件	46件	4件	A＝想定基準以上に達成した B＝想定基準を概ね達成した C＝想定基準を達成したとは言い難い
10.7%	82.1%	7.2%	

C評価4件は、全国的に普及が進んでいない事業である。市内での整備は慎重に対応する。

(3) 平成31年1月に実施したニーズ調査結果を踏まえた評価・・・・・・・・

ポートフォリオ分析からみた、重点課題（タイプD）の整理	
・学童保育の充実 ・子育て世帯への財政支援 ・子どもの安全確保 ・児童虐待の防止	タイプD：重要度は高いが、満足度が低い → <u>満足度を上げるような取り組みを実施されたい</u>
ポートフォリオ分析からみた、継続推進（タイプA）の整理	
・教育・保育施設の充実と質の向上 ・保育サービスの充実 ・子どもの健康確保	タイプA：重要度・満足度ともに高い → <u>水準を下げないように継続的に実施されたい</u>

6 第1期子ども・子育て支援事業計画の体系ごとの課題整理

基本目標1 新たなえびなの子育て施策

平成28年11月に宣言した「HUGHUGえびな宣言」を契機に、電子媒体を含めた様々な手法で市民の意識醸成に向けた取り組みを実施した。病児・病後児保育については、子どもが病気やケガで親が仕事を休んだ方の約3割が利用したいとニーズ調査結果からも分かっており、その必要性は高いことが分かる。実際に、病後児保育は年々利用者が増加しており、受け入れ態勢の強化をしているが、いまだに実施に至っていない病児保育については、引き続き検討していく必要がある。

基本目標2 幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進

ニーズ調査結果をみると、平成25年度調査に比べて「フルタイムやパート・アルバイト等」で働いている母親の割合が2割ほど増えている。また、フルタイムへの転換希望のある母親の割合も1割程度増えており、保育ニーズの増加が予想される。また、教育・保育施設を利用していない方の理由で、「申し込みしているが空きがない」割合は1割弱減しており、保育施設的环境整備の成果がニーズ調査結果からも実証された。

基本目標3 地域における子育ての支援

地域版子育て支援センターを市内3か所に設置し、施設の充実を図った。ニーズ調査結果からも、利用した方は3割を超え、利用している方の利用希望より、利用していない方の利用希望の割合の方が高く、利用ニーズの増加が予想される。平成30年度の放課後児童クラブの登録者数は前年度比で271名増加しており、ニーズ量の増加が予想される一方、土日の利用希望は前回調査から5割減しているため、提供内容や質の充実を踏まえた子どもの居場所づくりが必要である。

基本目標4 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

妊婦歯科健診の実施やBCG予防接種と1歳6か月歯科健診の個別健診化など、支援の幅を広げ、親と子の利便性向上を図った。ニーズ調査結果からも、「子どもの健康確保」に関する取り組みへの満足度は非常に高く、「定期的に妊婦健診を受診した」割合も前回調査から5%アップしており、現在の水準を下げないよう、引き続き事業を実施されたい。少数ではあるが健診未受診者などのフォローをできる体制を強化されたい。

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ニーズ調査結果をみると、前回調査に比べ「育児休業を取得した」割合が1割程増加している一方、「希望する取得期間」は子どもが2〜3歳台で4割弱いるのに対して、「実際の取得期間」では1割弱にとどまっており、取得しやすい環境ではあるが、希望する取得期間までは乖離が見られる状況である。また、父親の育児休業取得は前回調査同様1割に届かず、男女が働きやすい職場環境の実現のため、講演会や啓発活動の内容を検討しながら引き続き情報提供する必要がある。

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応まで、切れ目のない総合的な支援をするうえで、様々な機関との協力体制の構築は不可欠であり、こどもセンター開設にともなって、今まで以上に事業が推進している。障がいのある児童と親への支援についても、地域で支え合い、安心して生活ができる環境を整備する必要がある。

【あ行】

医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
--------	---

【か行】

子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。
--------------	--

【た行】

待機児童	保育所の入所申し込みをしたが入所できなかった方を「保留者」と呼び、待機児童とは、保留者のうち「特定の園を希望される方」と「企業主導型保育など他の保育サービスを利用している方」を除いた方のこと。
通級指導	小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいによる学習や生活上の困難を克服することを目的に、障がいの状態に応じた指導を行う教育形態のこと。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

ニーズ調査	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、事業の利用状況や今後の利用希望を把握するために、児童の保護者に対して調査を行うこと。
認可保育園	児童福祉法による児童福祉施設の1つで、保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設。
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

はぐはぐEBINA HUGHUGえびな 宣言	子育て世帯の定住を促すことを目的に、海老名市が子育て世帯を積極的に応援する姿勢を示すものとして、平成28年11月1日に開催した「市制45周年式典」に発表。
病児・病後児保育	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
不妊症と不育症	通常の夫婦生活を送っていて、「一定期間」（約1年）自然妊娠しない場合、不妊症の可能性が考えられ、不育症については、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、赤ちゃんを持っていない状態のこと。
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼児教育・保育無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が令和元年10月1日から無料化。
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【ら行】

療育	障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。
量の見込み	事業に対する保護者等の利用希望（需要量）がどれだけあるのかを示す数値のこと。

【数字／英字】

1号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園や認定こども園での教育を希望している子どものこと。
2号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により保育所・認定こども園等での保育を希望している子どものこと。
3号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満であって、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を希望している子どものこと。

第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：神奈川県海老名市
編集：海老名市保健福祉部こども育成課
〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地
TEL 046-235-7878
FAX 046-235-7980
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>



海老名市

住みたい 住み続けたいまち